

和同開珎をめぐる諸問題

奈良文化財研究所

松村 恵司

はじめに

和同開珎は、古くから人々に親しまれ、愛され続けてきた古代銭貨である。17世紀後半、古銭収集趣味の発生当初から、和銅元年発行の銀・銅銭は、銭文と年号が音通し、同一銭文の銀・銅銭が存在する和同開珎と考えられ、和同開珎を国産銅で铸造した日本銭貨の始まりとする認識が定着したようである。

本邦初の有文銭と考えられた和同開珎は、古銭家の収集対象として特に珍重されるが、その要因としては、①銭文と年号の音通しによって発行年の推測が容易であったこと、②国産銅による最古の有文銭として位置付けられたこと、③数多く伝存し収集の対象となりえたこと、④発行から流通奨励にいたる豊富な史料をもつこと、⑤唐の開元通寶に比肩する精良な銭貨であること、などが相互に作用したものと推測できる。

しかしながら不思議なことに和同開珎の銭名は、六国史には一切見えず、このことがその後の古代銭貨研究に多くの混乱をもたらしてきた。

近年おこなわれた飛鳥池遺跡の発掘調査によって、富本銭の铸造年代が7世紀に遡り、和同開珎に先行する天武朝の銭貨であることが明らかになった。この発見により、わが国の初期貨幣史の再構築が要請されているが、これまで3世紀にわたって蓄積されてきた和同開珎に関する膨大な研究成果も、改めて再検討すべき時期にきている。

本論では、これまでに蓄積された和同開珎研究の見直しに向けて、第1に和同開珎の研究史を概観して今日の初期貨幣観や通説の淵源をたどり、和同開珎に関する論点や今日的課題を明らかにする。第2に懸案の和同開珎の銭文に関する考察をおこないたいと考える。

まず最初に、和同開珎関係史料を編年的に整理すると以下のようなになる。

『続日本紀』和銅元～3年の銀・銅銭記事

- ①：和銅元年2月甲戌（11日）条「始置_レ催_レ鑄_レ銭司_一。以_レ從五位上多治比真人三宅麻呂_一任_レ之。」
（始めて催鑄銭司を置く。從五位上多治比真人三宅麻呂をこれに任く）
- ②：和銅元年5月壬寅（11日）条「始行_レ銀錢_一。」（始めて銀錢を行う）
- ③：和銅元年7月丙辰（26日）条「令_レ近江国鑄_レ銅錢_一。」（近江国をして銅錢を鑄しむ）
- ④：和銅元年8月己巳（10日）条「始行_レ銅錢_一。」（始めて銅錢を行う）
- ⑤：和銅2年正月壬午（25日）条「向者頒_レ銀錢_一、以代_レ前銀_一。又銅錢並行。比姦盜逐_レ利、私作_レ濫_レ鑄_一、紛_レ乱_レ公錢_一。自_レ今以後、私鑄_レ銀錢_一者、其身没官、財入_レ告人_一。」
（向に銀錢を頒ちて、前の銀に代えたり。また銅錢並び行。比姦盜利を逐い、私に濫りに鑄ることを作して、公錢を紛乱せり。今より以後、私に銀錢を鑄る者は、その身は没官、財は告人に入れよ）
- ⑥：和銅2年3月甲申（28日）条「制、凡交關雜物、其物価銀錢四文已上、即用_レ銀錢_一。其価三文已下、皆用_レ銅錢_一。」（制すらく、凡そ交關の雜物、その物の価銀錢四文已上は銀錢を用いよ。その価三文已下は皆銅錢を用いよ）

- ⑦：和銅2年8月乙酉（2日）条「磨銀錢。一行銅錢。太政官処分、河内鑄錢司官属、賜禄・考選、一准寮焉」（銀錢を磨めて、一ら銅錢を行はしむ。太政官処分すらく、河内鑄錢司の官属の賜禄・考選は、一ら寮に准へよ）
- ⑧：和銅3年正月丙寅（15日）条「大宰府献銅錢」（大宰府、銅錢を献る）
- ⑨：和銅3年正月戊寅（27日）条「播磨国献銅錢」（播磨国、銅錢を献る）
- ⑩：和銅3年3月辛酉（10日）条「始遷都于平城」（始めて都を平城に遷す）
- ⑪：和銅3年9月乙丑（18日）条「禁天下銀錢」（天下の銀錢を禁む）

和銅4年以降の銅錢の流通促進策

- ⑫：和銅4年5月己未（15日）条（穀と錢の交換比率）「以穀六升当錢一文、令百姓交關各得其利（穀六升を以て錢一文に当てて、百姓をして交關して各その利を得しむ）」
- ⑬ - 1：和銅4年10月甲子（23日）条A（銅錢支給の禄法の制定）「勅依品位始定禄法。（以下略）」（勅して品位に依りて始めて禄法を定む）
（二品、二位に錢2000文、王・臣の三位に錢1000文、王四位錢300文、五位錢200文、六・七位錢40文、八位・初位錢20文、番上大舍人ら錢10文）
- ⑬ - 2：和銅4年10月甲子（23日）条B（蓄錢叙位の詔）「又詔曰、夫錢之為用、所以通財貿易有无也。当今百姓、尚迷習俗、未解其理。僅雖壳買、猶无蓄錢者。隨其多少、節級授位。（中略）。夫申蓄錢狀者、今年十二月内、禄狀并錢申送訖。」（また詔して曰く、夫れ錢の用なるは、財を通して、有无を貿易する所以なり。当今、百姓、尚習俗に迷いて、その理を解らず。僅かに売り買いすと雖も、猶錢を蓄うる者無し。その多少に隨いて、節級して位を授けよ。（中略）夫れ蓄錢の狀を申さむは、今年十二月の内に、狀を并せて錢を禄して申し送り訖れ）（従六位以下蓄錢10貫以上位1階、20貫以上位2階、初位以下5貫ごとに1階を進めて叙す。大初位・初位の従八位下に入らむは10貫。五位以上と正六位10貫以上は臨時に勅を聴け）
- ⑬ - 3：和銅4年10月甲子（23日）条C（私鑄錢の罰則強化）「於律、私鑄猶輕罪法。故權立重刑、禁斷未然。凡私鑄錢者斬、從者没官、家口皆流（以下略）」
（律には、私鑄は罪法に軽きがごとし。故に權に重刑を立てて、未然に禁斷せん。凡そ私に錢を鑄する者は斬、從者は没官、家口は皆流。（以下略））
- ⑭：和銅4年11月甲戌（4日）条「蓄錢人等始叙位焉」（蓄錢の人らに始めて位を叙す）
- ⑮：和銅4年12月庚申（20日）条（蓄錢叙位の追加法）「又制蓄錢叙位之法（以下略）」（また蓄錢叙位の法を制す）（无位7貫、白丁10貫）
- ⑯：和銅5年10月乙丑（29日）条（役夫・運脚の救済策）「詔曰、諸国役夫及運脚者、還郷之日、粮食乏少、无由得達。宜割郡稻別貯便地、隨役夫到任令交易。又令行旅人必齎錢為資、因息重担之勞、亦知用錢之便。」（詔して曰く、諸国の役夫と運脚の者と、郷に還る日、粮食乏少にして、達ること得るに由無し。郡稻を割きて別に便の地に貯え、役夫の到るに隨いて任に交易せしむべし。また行旅の人をして必ず錢をもちて資とし、因て重担の勞を息め、また錢を用いる便を知らしめよ）
- ⑰：和銅5年12月辛丑（7日）条（調庸錢の規定）「又諸国所送調庸等物、以錢換、宜以錢五文准布一常。」（また諸国の送れる調庸らの物は、錢を以て換えるに、錢五文を以て布一常に准うべし）
- ⑱ - 1：和銅6年3月壬午（19日）条A（郡司任命に蓄錢を条件）「詔曰、任郡司少領以上者（中略）、而蓄錢乏少、不満足六貫、自今以後、不得遷任。」（詔して曰く、郡司の少領以上に任くる者は（中略）、蓄錢乏少にして六貫に満たずは、今より以後、遷任することを得ざれ）

- ⑬ - 2 : 和銅6年3月壬午(19日)条B **(運脚の錢の携行)**「(前略) 負担之輩、久苦_レ行役_一。具備_一資糧_一、闕_一納貢之恒数_一、減損_一重負_一、恐_一饑_レ路之不_レ少。宜_下各持_一一囊錢_一、作_一当炉給_一、永省_一勞費_一、往還得_レ便。」(前略) 負担の輩、久しく行役に苦しむ。資糧を具備えむとせば、納具の恒数を闕き、重負を減損さんとせば、路に饑うることの少なからぬことを恐る。各一囊の錢を持ち、当炉の給と作し、永く勞費を省き、往還便を得しむべし)
- ⑬ - 3 : 和銅6年3月壬午(19日)条C **(富豪に路辺で米を売らせる)**「宜_下国郡司等、募豪富家、置_一米路側_一、任_中其売買_上。一年之内、売_一米一百斛以上_一者、以_レ名奏聞」(国郡司等、豪富の家に募りて、米を路の側に置き、その売買に任すべし。一年の内に、米一百斛以上を売る者は、名を奏聞せよ)
- ⑬ - 4 : 和銅6年3月壬午(19日)条D **(田の売買を錢に限定)**「又売買_一田_一、以_レ錢為_レ価。若以_一他物_一為_レ価、他并其物、共為_一没官_一(後略)」(また、田を売買するに、錢を以て価とせよ。若し他の物を以て価とせば、田、并せてその物、共に没官とせよ。(後略))

I : 和同開珎研究の流れ

先述したように「和同開珎」の錢名は六国史に見えず、『日本紀略』永延元年(987)3月16日条に、京都賀茂神社の鳥居脇から和同、萬年、神功三錢が掘り出され、それを「和銅開珎」と記しているのが最も古い記録である。

鎌倉時代の末に成立した『濫觴抄』は、史料に即して天武朝の銅錢をわが国最初の銅錢と位置付けるが、この書には和同開珎に関する記述は一切見えない。また室町時代初期以前に成立し、江戸時代に活字化された百科全書『拾芥抄』も、萬年通寶以降の皇朝錢の錢名を記すが、和同開珎の錢名は見えず、これらが六国史を基礎資料として編纂されたことを示している。

1. 江戸時代の和同開珎論

わが国の古錢研究は、考古学研究と同じく江戸時代の好古趣味に淵源をもつ。

小川浩は、寛文10年(1670)の渡来錢の流通禁止を契機に、延宝(1673~1680)頃から古錢を収集する者が現れたと推測する。中国では古く南北朝(梁)の頃から古錢収集が行われ、幾多の「錢(泉)譜」が作成されてきた。特に紹興19年(1149)に洪遵の著した『泉志』は、中国錢貨とともに、日本の皇朝錢をも収載した錢譜で、現存する古錢書中最古の書とされる。この『泉志』校訂本が元禄10年(1697)に京都から翻刻されたことにより、中国錢貨に関する体系的な知識と情報もたらされた。元禄年間には、越中前田藩主前田正甫が『化蝶類苑』を著し、また本邦最初の錢譜『和漢古今宝錢図鑑』が刊行されるなど、わが国でも独自の古錢書の登場をみるようになる。

中でも『和漢古今宝錢図鑑』は、『泉志』の翻刻に先立ち、元禄7年(1694)に刊行されたが、元明天皇の和同錢に近世の絵錢である駒曳錢の図を掲げ、皇朝十二錢の錢文を全て対読式に図示するなど、実物錢貨との考証を欠いた不備な内容の収集図鑑であった。

和錢の中に「和同男珎」「和開通寶」「問元通寶」といった絵錢や贗金が混入するなど、未だ古代錢貨と絵錢、贗金の分別が未発達な収集界の状況を看取できる。

古錢収集の開始当初から、わが国最古の錢貨に対する関心は高く、錢譜類には必ず和同開珎が掲載され、収集の対象として重視されたことを物語っている。それらの錢譜には、和同開珎を「**和同開珎**」と記したものが多く、珎を珍と同字と解釈するのが通説であったようである。これは先述した洪遵の『泉志』が「和同開珎」と記したことの影響であろう。

天和3年(1683)、貝原好古(恥軒)は、日本の事物の起源を考究した『和事始』を著し、和銅

元年の和銅献上記事を国産銅の始まりと理解し、和銅元年産出の日本の銅で鑄た「和銅開珍」こそ「日本の銭の始と云べし」と主張する。江戸時代の古銭収集趣味の始まりとほぼ同時に年号和銅の省画説が登場している点が注目される。

正徳元年（1711）、新井白石（君美）は『本朝宝貨通用事略』の中で、和銅元年の献銅を「倭国の銅これを始とすれば年号をも和銅とは改らる」と述べ、和銅省画説に立脚して和同銭を「和銅銭」と記し、「此時より我国の銅にて銭を鑄出し又銀銭をも兼用ひられしなり」と、貝原好古の説を踏襲する。

ここで注意したいのは、貝原好古も新井白石も、『続日本紀』の文武2年（698）3月の因幡国の銅鉾献上記事や、同年9月の周芳国の銅鉾献上記事に一切触れない点である。

この史料を無視した理由は定かではないが、和銅元年献上の和銅を『続日本紀』が「自然に作成れる和銅」と記すにもかかわらず、これを無理やり倭の銅と解釈したことによる自家撞着で、和銅産出を慶祝する改元の詔の誇大な表現に惑わされた結果と考えられる。

正徳3年（1713）に成立した寺島良安の凶解百科辞典『和漢三才図会』も、概ね好古や白石の説に沿い、本朝銭の始まりについて、和銅以前の銭貨は中華より来る金銀銅で鑄銭されたが未だ文字がなく、和銅元年の武蔵国からの和銅献上によって、本朝銅銭の始まりである有文の「和銅開珍」が鑄造されたと記述する。ここにおいて、和同開珎は国産銅による初めての銭文をもつ銭と定義され、近世中期以降における初期貨幣に関する通説の形成に大きな影響を与えることになった。

このように、国学や儒学者による本朝銭貨の始まりに関する認識は、顕宗紀以来の貨幣関係記事を無批判に受容しながらも、和銅元年の和銅献上を国産銅の開始と考え、和同開珎を国産銅で鑄造した銭貨の始まりと理解する点に特色がある。これは、貝原好古が「和銅開珍の銭、今の世に猶残り」と言うように、古銭収集の始まった17世紀の後半頃に、和同開珎が身近に伝存したこと、年号「和銅」に音通する「和同」を、年号の省略と見なしたことによる。和同開珎は「和銅開珍」と記され、現存貨幣中最古の銭貨と位置付けられることになった。ただし国学や儒学者による研究は、当時発達し始めた古銭研究と直接連結することはなかった。

18世紀に入ると、『和漢三才図会』普及の影響もあり、享保14年（1729）の序をもつ中谷顧山の『錢寶鑑』が、「始テ和同銭ニ文字ヲ鑄成スコノ故ニ日本銭ノ始メニ記ス」と述べるように、和同開珎は国産銅による初めての有文銭と認識され、銭譜類の冒頭を飾るようになる。

18世紀後半になると、国学と古銭学の研究が接近し、国学的な考証を含む古銭書が数多く登場するようになる。安永2年（1773）に成立した宇野宗明の『続化蝶類苑』、安永3年（1774）刊行された藤原貞幹の『錢譜』、天明元年（1781）の序をもつ芳川維堅の『和漢泉彙』、天明元年（1781）の源龍橋（朽木昌綱）『新選錢譜』などが代表的なものである。

古銭趣味が全国的に流行した19世紀に入ると、文化4年（1807）に狩谷掖斎の『錢幣攷遺』、文化12年（1815）に草間直方の『三貨図彙』、文政10年（1827）に近藤守重『錢録』、天保2年（1831）の穂井田忠友『中外銭史』など、古銭研究の面目を備えた銭書が相次いで刊行される。

中でも『三貨図彙』は、当時の貨幣史、金融史、物価史、貿易史に関わる史資料を集大成した古銭学・経済史の大著で、江戸時代の古銭研究の到達点を示している。直方の初期貨幣観に目を向けると、和同開珎の関係史料を網羅した上で、「和銅元年正月、献ル所ノ銅ヲ以テ、銭ヲ鑄サセラル、則文ハ和同開珍ナリ」と、従来の通説を踏襲し、武蔵国秩父郡献上の和銅で和同開珎を鑄造したとする。しかしながら、文武2年の因幡、周芳からの銅鉾献上記事の取扱いには苦慮したようで、「是和銅ナランカ、然レドモ鍛鍊ノ術ヲシラズ、无用トナレルカ」と記し、その後習得した鍛鍊技術で、元明朝に武蔵国産出の銅鉾の熟銅化に初めて成功し、鑄銭を行ったと苦しい説明に終始する。これは白石の「倭銅」同様の強弁であり、和同開珎に対して、敢えて初の国産銅による鑄貨としての意義を付与せねばならぬところに、この時期の和同開珎論の矛盾と葛藤を見ることができる。顕

宗紀以来の貨幣関係史料がありながら、現存銭貨中に和同開珎を遡る確実な銭貨を見出すことができないという悩みが、国産銅による初の銭貨の地位を和同開珎に与えることで、わが国最古の銭貨に関する知的興味を充足させることになったのであろう。

一方、狩谷掖斎の『銭幣攷遺』や近藤守重の『銭録』（掖斎共纂）では、和同開珎の分類研究の著しい進展が見られる。安永3年（1774）の藤原貞幹の『銭譜』は、和同開珎を銭質と形などから5種に分類するが、『銭幣攷遺』や『銭録』では、輪郭や字文、形制、銭質などから銀銭を5種、銅銭を7種に細別し、その諸特徴を明記する。また『銭幣攷遺』は、形制と字文が銀銭に類する銅銭を初鑄の銅銭とし、開元通寶に類似する制作精妙な細縁の銅銭を、「特に銭工の妙手を擇びて鑄作するものなり」と推測する。この推測が、後の研究者によって、唐の銭工を招聘したという憶測へと発展するが、未だ古和同、新和銅という名称区分はみられず、銀銭の銭文や形制に一致する銅銭を初鑄銭とする視点が確立し始めた点が注意される。なお、掖斎は『皇国泉貨通考』で、開珎の「珎」字を「寶」の省字とする説を初めて提唱する。

以上のように、17世紀後半から18世紀にかけては、和銅元年に初めて国産銅（和銅）が献上され、それによって本朝銅銭の始めとなる「和銅開珎」が鑄造されたという通説が広く流布したが、この通説に初めて疑義を唱えたのは徳井田忠友の『中外銭史』である。忠友は、和銅元年発行の銭貨の銭文を続紀が明記しないこと、また現存する和同開珎も何時鑄造されたもの記録が皆無であることを指摘し、和同開珎に後続する萬年通寶以下の六七銭が銭文に年号を採用しないこと、また一つの省画例もないことを根拠に、通説を支える**年号省画説を否定**する。そして和同開珎の銭文は、『国語』周語の「財を用うるに乏しからざれば、民は以て和同す」から採用したもので（この説は朽木昌綱の『新撰銭譜』（天明元年）の序文で北村長理が提唱したとされる）、年号和銅に通音させたという画期的な新説を提唱した。ここに**和同非省画説**が登場し、銭文和同を年号和銅の桎梏から解放する条件が用意されたことになる。

ただし忠友も、年号「和銅」と銭文「和同」の音通は否定しがたく、「而るに世、久しく以て和銅年製となせば、今しばらく従う」と、和銅元年発行説を覆すまでには至っていない。近世においては、年号と銭文の音通こそが和同開珎和銅元年発行説を支える唯一の論拠であったことが分かる。

さらに忠友は、文武2年の因幡国の銅鉾献上記事を掲げ、和銅元年献上の和銅を倭銅の始まりとした新井白石説に痛烈な批判を加え、元明朝産出の和銅は自然銅であり、和銅改元を真精の銅の産出を祝った改元と推考する。実証主義に徹した忠友の厳しい史料批判により、和同開珎が国産銅で鑄造した銭貨の始まりとする通説の矛盾点が浮き彫りになるが、依然として和同開珎以前の銭貨の実体は不明であり、古銭収集家の増加に伴う和同開珎の収集熱は継続したようである。

忠友は和同開珎の銅銭を6種、銀銭を3種に分類するが、この時期には「踢畫大字」「踢畫細縁」「普通」「昂和」「降和」「廣穿」などの分類名称が成立している。

安政2年（1855）刊行の中川積古齋の『和漢稀世泉譜』は、書名のように珍奇な銭貨を集めた銭譜で、積古齋は、和同開珎の銭文に関しては年号省画説に立ち、**銅銭に銅の字を重ねることを避け、音通する同字に代えた**とする。さらに「珎ノ字ハ、寶ト云字也。ウト貝ト省画シテ、推知スベシ。則和同開寶ト言意ナリ」と、珎もまた寶の省画とする狩谷掖斎の説を支持する。この説は後述する成島柳北に引き継がれ、江戸時代の普及していた「カイヤ」という読みに対して、「**和銅開寶**」（ワドカイホ）説として成長することになる。

2. 開炉祝賀銭としての和同開珎

中谷顧山の『錢宝鑑』は、和同開珎銭を上古の銭とする当時の俗説を糾すが、和同開珎が元明朝以降、近世に至るまで世々鑄造されたとする。また安永2年(1773)に宇野宗明が前田正甫の『化蝶類苑』に注釈を加えた『続化蝶類苑』は、「和同ハ錢座免許ノ時先初二和同錢ヲ鑄ル依テ後鑄ノ者多シ」と述べており、各地に置かれた寛永通寶の錢座が、開炉祝賀のために和同開珎の模倣銭を鑄造したとする。これは芳川維堅が「コレ其始ヲ祝スルノ義ナルベシ」と『和漢泉彙』で指摘するように、**和同開珎が本邦最初の錢貨であるとの認識に基づいた行為**であろう。そうした記念貨の鑄造が、寛永13年(1636)の寛永通寶公鑄の錢座開設以降、どの時点から始まるのか、和同開珎に対する認識の深化に関わる興味深い点であるが、それらに言及した書は皆無であり、わずかに朽木昌綱が寛政2年(1790)刊行の『新撰泉譜』で、寛永寛文の間(1624~1672)に私鑄されたと指摘するのみで真偽のほどは定かではない。明治時代になると、成島柳北は「新鑄和同」に分類して寛永錢座の樂錢とするが、今井風山軒は皇朝十二錢鑄造時の祝爐錢を想定するなど、その解釈は大きく揺れ動き、その真偽のほどは定かではない。

なお藤原貞幹の『錢譜』は、江戸時代に伝存した和同銀錢を全て贋作品とする。

3. 明治時代の和同開珎論

明治政府の修史事業の一環として、大蔵省紙幣寮が明治7年から編纂に着手した『大日本貨幣史』は、文武3年に「始メテ鑄錢司ヲ置ク」という記事がありながら、それを遡る持統8年に鑄錢司を拝すとあるのを不審としつつも、持統8年段階では未だ官員などが定まらず、文武天皇の時に始めて官員を置いたという説を紹介し、外国から奉貢した銅を原料に鑄錢を行ったと推測する。これに対して和銅元年発行の銀・銅銭は、「和同開珎是ナリ」銭と記すのみで詳細な記述がないが、年号省面説に立ち、また「開珎」説に依拠する。

明治政府の修史事業のもう一つの柱として、文部省が明治12年から編集に着手した類書『古事類苑』「泉貨部」は、和銅元年発行の銀・銅銭について、「按ズルニ、和同開珎錢ノワドウハ、即チ和銅ニテ、当時和銅ヲ或ハ和同ニ作りシナラン」と年号省面説に立ち、その証左として**経国集や僧尼令集解にみえる和銅の省面例**を挙げる。また「狩谷掖斎ノ説ニ、開珎ノ珎ヲ寶ノ字ノ省字ナリト云ヘドモ、珎ハ即チ寶ナレバ、必ズシモ寶ノ省字ト為スヲ要セザルニ似タリ」と、『大日本貨幣史』同様、江戸時代以来大勢を占めた「**開珎**」説を支持する。

一方、明治時代を代表する泉譜である成島柳北の『明治新撰泉譜』は、その例言で和銅元年発行の銀・銅銭にふれ、「和同開珎ハ**和同開寶**ト読ムカタ正シカル可シ同ハ銅ノ略ナレハ珎モ亦寶ノ省文ナリト考フ開珎ト云フハ妥当ナラサル語ナリ」と、「和同開珎」が和銅開寶の省文であることを強調する。この説は狩谷掖斎や中川積古齋が提唱した説であるが、同時代の今井風山軒や大正・昭和期の水原韻泉、浅田澱橋、黒田幹一、遠藤萬川、原三正らに受け継がれていく。

さらに柳北は、明治17年に『古泉鑑識訓蒙』を著し、「**開珎ニテハ意味ヲ為サス陋極マレリ**」と開珎説を批判し、古和同を元明朝の初鑄銭と位置付け、普通の和同と区別する。この初鑄銭が不完全であったために、「**支那ノ良工ヲ備ヒ伝習シテ更ニ鑄造セシ者**」が**普通和同**であると推測し、開元通寶と製作や文字が酷似する点をその証左とする。やがてこの推測は、大正・昭和期の論争を通じて、何ら根拠がないままに「養老四年に唐の鑄錢工人を招聘して新和同を鑄造した」という通説へと発展する。

また明治21年に刊行された今井貞吉(風山軒)の『古泉大全』は、和銅元年発行の和同開珎を「本邦鑄錢文之始」と位置付け、それ以前の錢貨を無文銭と理解することで、一定の合理性を有している。和同開珎については、同は銅、珎は寶の省文とする柳北の説を踏襲し、後世開爐のたびに和同

開珎を鑄造したのは、その始めを祝賀する祝爐錢の意味であるとの説明を加える。

4. 「和銅以前に和同あり」和同開珎和銅以前発行説の登場

『中外錢史』に端を発した和同開珎の発行年をめぐる疑義は、明治20年代の後半から30年代前半にかけて、「和銅以前に和同開珎あり」とする説に成長する。その嚆矢となった論考は明治29年（1897）に発表された岡田村雄の「十二錢時代」である。岡田は、天武紀の銀・銅錢と、持統紀の鑄錢司任命記事を、「案ずるにこれ一種奇怪なるものにあらずして今日古和同と俗称する銀銅製の和同開珎之ならん」と推断し、その論拠として以下の諸点を掲げる。

- ①和同開珎の発行時期を明記した金石書籍は皆無であり、和同と年号和銅の関係を重視して元明朝と断定する理由証左はない。
- ②和銅2年正月の詔に「向者頒銀錢以前錢又銅錢並行此」とあり、元年以前に古和同銀錢が行われ、和銅元年に新式の和同銀錢が行われたと想像できる。
- ③和銅元年の詔の銀・銅錢を「始行」とあるのは、催鑄錢司という新官制発布後の新錢を意味する。
- ④和銅元年に和同開珎が発行されたのならば、後世の事例からみて、その錢銘が正史に記録されてしかるべきであるが、萬年通寶改鑄に至るまで正史に一切錢銘がみえない。
- ⑤和銅2年正月の詔は盜鑄公私を紛乱すると述べるが、和銅元年の銀・銅錢発行後わずか4、5ヶ月で盜鑄が公私を紛乱する状況を想定しがたい。
- ⑥和銅以前の銀錢を無文平夷のもの（無文銀錢か）とすると、天武朝から和銅元年まで凡そ30年間行われたはずであり、わずかに1カ年しか発行されなかった和銅銀錢に比べて、はるかに数が少ないのは信じがたい。
- ⑦和同の錢文は年号の和銅とは関係がなく、銀錢に銅字を付するのを忌みて省文したとする説は附会にすぎない。
- ⑧武蔵国秩父郡献上の和銅で和同開珎を作ったとする説は、古和同錢に同范もしくは同母錢で制作された銀銅兩錢が併存することから自己撞着に陥る。
- ⑨和同開珎の錢文は、錢製の模範となった開元通寶の「志想を胚胎」した熟語であるが、唐や以前の類例に準拠せずに新機軸を出した錢文である。

以上のように、岡田は従来の和同開珎研究の矛盾と盲点を突き、**古和同錢が天武朝に創鑄**されたという説を提唱する。②の「前錢」の誤謬が立論に大きく影響するものの、**和同開珎和銅以前発行説**の登場当初から、その主要な論拠が体系的に呈示されている点は注目される。岡田は、顯宗紀の銀錢記事を日本書紀編纂時の飾文と見なし、天武紀の銀・銅錢記事を貨幣に関する最古の記録と位置付け、それに該当する錢貨として、現存錢貨中最古の確実な錢貨、古和同銀・銅錢をあてたのである。

この説は、従来の通説を覆す破天荒な説であったが、当時の懸案事項をより合理的に説明しうる新説として、古錢研究者の間に急速に浸透することになる。しかしながら実物の錢貨に即した説明がなかったために、天武朝と和銅元年の銀錢の実体が不明瞭なまま、その後これを支持する研究者達の恣意的な解釈を生み出すことになった。

明治34年に刊行された三上香哉・榎本文四郎の『皇朝泉志』は、和同開珎和銅以前発行説に準拠した初の錢譜である。ここでは古和同の銀・銅錢を分離して、銀錢を元明朝、銅錢を天武朝にあてるなど、岡田の主旨とは異なった方向に発展する。「皇朝泉志解説」によると、古和同と普通和同の文字製作の違いから、古和同銅錢を天武朝の銅錢と位置付け、その錢文「和同」を「日本（大和）の銅」と解釈し、年号「和銅」を省画した元明朝の錢文「和同」とは、「文字同一にして、意味異

なる」ものと推断する。このため銀銭が「日本の銅」の銭文を冠するとは考えがたく、古和同銀銭は元明朝の銀銭であるという奇妙な結論に至る。**天武朝に古和同銅銭、元明朝に古和同銀銭と普通和同銅銭が発行**されたという奇抜な説であるが、榎本文城は明治36年に貨幣収集の入門書『日本の貨幣』で、この説を広く喧伝する。顕宗紀の銀銭が天武朝以降も継続的に使用され、和銅元年に和同銀銭と代えられたという従前の説に縛られた結果、この不自然な結論に至ったのであろう。さらに榎本は、元明朝の銀銭が天武朝の銅銭を模範に製作された可能性を指摘し、「されど製作面白からずとして、**支那より銭工を雇来り鑄銭**なさしめ」、普通（新）和同を製作したと説明するが、これも単なる憶測にすぎない。

以上のように、和同開珎和銅以前発行説は、天武朝に銅銭使用記事がありながら、現存古銭中にそれに該当する銭貨を見出すことができないという苦悩が生み出した憶説であり、現存貨幣中最古とみられる古和同銭を天武朝の銭貨に繰り上げることによって、問題の解決を図ろうとする窮余の策であった。その当初から「和同」の銭文の理解と、和同銀銭の扱いをめぐる、大きく解釈が揺れ動いたことが分かる。

5. 大正・昭和戦前期における和同開珎論

日清、日露戦争を経て近代国家へ成長を遂げた大正時代になると、古和同銭の細分が研究が行われ、実物の銭貨に即した和同開珎和銅以前発行説が展開されるようになる。

大正4年（1915）、考古、民俗学者の山中笑は『考古学雑誌』に「本邦最初の泉貨に就て」と題する論文を発表し、考古学界に初めて和同開珎和銅以前発行説を紹介した。山中は岡田の論拠に加え、新たに考古学的資料を掲げて和同開珎和銅以前発行説を補強する。すなわち、①元禄12年に発見された和銅元年11月の墓誌銘を伴う下道國勝弟國依朝臣右二人母夫人之骨蔵器中に古和同銅銭が納められていたこと。②和銅3年に建立された興福寺金堂の須弥壇から発掘された和同開珎114枚は、銭文の明瞭な87枚のすべてが新和同で12様に分類でき、和同初年に既に多くの種類の和同が存在すること、をもって和銅以前に古和同が用いられた証左とした。山中は、年号省画の立場に立つ成島柳北の「和銅開寶」説を批判し、『国語』周語から「和同」の佳語を採用したとする徳井田忠友説を支持して、「和同開珎と読むべき」と主張する。ここに**和同開珎和銅以前発行説と和同吉語（吉祥句・佳語）説が結合**し、以後の論争の主要な論点となる。

山中の論考には、神亀6年（729）の墓誌を伴う小治田朝臣安萬侶墓から出土した和同銀銭を当時のもと指摘しながらも、新和同には「銀鑄を不見」と記すなど、**元明朝に発行された銀銭の説明が欠落**しており、榎本・三上説と同様に、和同元年発行の銀銭と和銅2年正月詔の「前銭（銀）」、天武紀の銀銭の関係が不分明であり、和同開珎和銅以前発行説が抱える最大の弱点を有していた。

大正10年には、古和同と新和同の年代観を逆転させ、新和同を文武朝鑄銭司の鑄造銭貨、古和同を元明朝発行の銭貨とする藤井栄三郎（深藪庵）の異説「日本最古の貨幣を論じ和同開珎の新古に及ぶ」が、『貨幣』誌上に七回にわたって連載されている。深藪庵は、文武朝に新和同の鑄造が始まり、これに平行して河内鑄銭司が和銅元年から翌年8月までの期間古和同銀・銅銭を鑄造し、その後は西の長門鑄銭司と並んで近江鑄銭所が新和同を鑄造したと考えるが、その立論の最大の誤謬は、河内鑄銭司を寮に准じた和銅2年8月の太政官処分を、太政官が河内鑄銭司を廃止（処分）したと誤解した点である。

しかしながら、鷺田呆仙（信一）は、この深藪庵の説を実物銭貨の上から実証しようと「和同銭の実物上に於ける年代別」を試みたのが、である。鷺田は、銭文「和同」を親睦の意味、「開珎」を開通元寶に因んだ「開寶」の省略と考え、天武紀の銅銭を開通元寶、銀銭を和同銀銭と推定する。この天武朝の和同銀銭は公鑄銭ではなく、**有識階級が開通元寶に倣って工人に鑄造させた**もので、

それが一部の間で流行したために、詔勅でそれを禁じる事態となったと推測する。和同銀銭民間鑄造説とでも言うべきこの説は、その後も多くの研究者によって受け継がれていく。鷲田説の最大の特徴は古和同銭の細分化作業にある。古和同銭の諸特徴を分解した結果、和銅元年に河内鑄銭司が鑄造した四種の古和同銀・銅銭、天武朝の二種の和同銀銭を摘出できたとする。前者は同一范の銀・銅銭が存在するもの、後者は銀銭のみで銅銭の存在を確認できないものである。また文武朝に長門鑄銭司が鑄造した陶范の新和同と、河内鑄銭司廃止後に近江・長門・周防鑄銭司が鑄造した泥范の新和同を区別するが、その分類根拠は必ずしも明確でない。こうした書体の微細な差異や、銭風、銅質、鏽痕などに基づく机上の分類作業は、古銭研究者の本領ともいえる分野である。その微妙な差異が一体何に起因し、何を反映するかを見極める必要があるが、分類作業は一見客観性を担保するかに見えるため、その後の研究はさらに**古和同銭の複雑な分類作業**へと向かうことになる。

以上のように、和同開珎和銅以前発行説は解釈を二転三転させながら、次第に複雑な内容となる。こうした煩雑な理解を払拭したのが大正11年に『貨幣』誌上に掲載された金臺仙人（田中啓文）の「私の和同銭観」である。田中啓文は、天武紀の銀・銅銭に不隸開の古和同銀・銅銭、元明朝の銀・銅銭に隸開の古和同銀・銅銭をあて、**隸開古和同を不隸開古和同と隸開新和同の過渡期に位置付けた**のである。短い論考であったが、和同開珎和銅以前発行説が紆余曲折しながら生み出した諸矛盾を解消する明快な解決策が提示されることになった。これ以降、金臺仙人説は、大正14年の三村備「日本最初の鑄貨」や、大正15年の入田整三「本邦最初の銭貨と皇朝十二銭」、昭和6年の平尾聚泉（賛平）『新定昭和泉譜』などによって支持され、次第に和同開珎和銅以前発行説の本流に成長し、**古和同天武朝創鑄説が確立する**。

6. 和同開珎和銅元年発行論者からの反論

新進の和同開珎和銅以前発行説に対して、水原韻泉散史と浜村栄三郎ら**和同開珎和銅元年発行説支持者からの反駁**もあった。韻泉散史は、天武から文武朝の銭貨を私鑄の無文銭と漢土伝来銭と考え、和同年号省画説に立って和同開珎を和銅元年の発行とする。韻泉散史の掲げた反証材料は、

- ①民間私鑄の銭文を後に官鑄銭貨に襲用する道理がない。
- ②持統・文武朝には私鑄和同開珎和銅元年発行説支持者からの反駁銭を禁止する法令がなく、また和銅元年以降に見られる銭貨使用の指導や使用奨励策がとられていない。これは官鑄銭のなかった証拠である。
- ③銭文和同は年号和銅の省画であるが、仮に国語周語などの慶語を用いたとしても和銅元年鑄造説に支障はない。
- ④和銅元年に和同銀銭が発行されたのは動かせぬ事実である。
- ⑤和同開珎天武朝創鑄説で和銅2年正月詔を解釈すると、不隸開古和同を隸開古和同に代えたことになる。しかしこの僅少の差違は古銭家だけが識別できるものであって、両者を引き換えるべき理由や必要性は認められない。したがって和銅以前に和同銀銭の鑄造はなかったというものであった。

古和同と新和同の関係については、銀銭の鑄造を前後2期に区別して、金臺仙人以来の不隸開古和同→隸開古和同→新和同という変遷の年代観を繰り下げ、和銅元年から2年に不隸開古和同銀銭が鑄造され、銀銭と銅銭の交換比率を定めた養老5年頃に再び隸開古和同銀銭が鑄造されたと推測する。さらに新和同の鑄造は、長門鑄銭司が史料に登場する天平頃に始まり、隆平永寶が発行される延暦15年頃まで鑄造行使されたと推測する。その後、この年代観だけが一人歩きし、「**天平和同**」の呼称や、**養老5年もしくは天平年間に唐の工人を招聘した**などの臆説を生じるようになる。

昭和10年に『貨幣』誌上に発表された浅田澱橋の「皇朝鑄銭の始」がその代表的論考で、和銅元

年に発行された古和同は、鏡作部に鑄造させたが、厚肉粗拙な不満足なものであったため、**海路遙々唐土より工人を招聘して鑄造**させた結果、開元通寶に劣らぬ天平手の長門系の美銭が出来上がったとする説に発展する。浅田は、和同吉語説に立脚する古和同天武朝創鑄説を批判し、和同は年号和銅に他ならず、珎も銭文の釣り合いを考慮した寶の省画であり、「わどうかいほう」と読むべきと主張する。

一方、浜村栄三郎が掲げた反証材料は、

- ①天武朝以降には中国の有文銭を知り、それを鑄造する技術もあった。もし鑄造するとすれば有文銭のはずで、無文銭や開元通寶などではありえない。
- ②しかし私鑄に関する記事や実物銭貨の発見例がないので、和銅以前に実際の鑄銭はなかったと判断すべきである。
- ③和銅元年段階でも銭貨不流通は甚だしく、それ以前に銭貨の行用があったとは考えられない。
- ④和同の銭文は、国語周語のほか淮南子「因天地之資而与之和同」、礼記「天地和同万物萌動」があるが、年号和銅の略字で仏儒などの文字を応用したものである。珎は珍である。
- ⑤和同開珎和銅以前発行説に立つと、和銅2年正月の詔の「前銭（銀）に代えたり」を、銀和同銭を銀和同銭に代えたと解釈せざるをえなくなり、何ら交換すべき理由が認められない。
- ⑥和同銀銭は当時の仏工派の手で砂型鑄造された日本手法の銭貨である。

と主張した。浜村は、和同開珎を萬年通寶発行までと考えるが、和同銀銭を四期（第一期銭：笹手類。第二期銭：小口類。第三期銭：正字類。第四期銭：広穿類）に分類し、和銅初年から平安初期にわたる鑄造を想定するなど言説に混乱と矛盾が認められる。和同開珎和銅以前発行説が混迷をきわめたように、それに立ち向かう**和同開珎和銅元年発行説も旧態を脱することができずに低迷**を続けたことがわかる。

7. 『続日本紀』和銅2年正月壬午条の校訂

江戸時代から明治にかけての論者が引用した和銅2年正月壬午条は、明暦3年（1657）刊本では「向者頒銀銭、以代前銭。又銅銭並行。」（傍点筆者）となっている。この箇所は、昭和10年の新訂増補国史大系本刊行時に、宮内省図書寮所蔵本等をもとに「前銀」と校訂され、「向者頒銀銭、以代前銀。又銅銭並行」と改められている。これは初期貨幣関係史料の理解と解釈の根幹に関わる重大な変更点であるが、江戸時代から大正時代を通じて、多くの論者が明暦3年刊本をもとに、和同銀銭に代えられた**幻の「銀銭」**を追求する結果となった。大正3年に再刊された『続日本紀』も明暦3年（1657）刊本を原典とし「前銭」となったままであったが、標注に「前銭、官本ト本尾本紀略作前銀」と記している。浜村栄三郎はこの註を引くものの、「前銭異本には前銀とあれど学者が最良と認定せる原本なり、是非銀にあらざればと云ふ程にもあらず本文通り解すべし」と事の重大さを看過する。大正3年時点で「前銀」に校訂されていれば、論争もまた違った展開を遂げたことであろう。

8. 経済史と古和同天武朝創鑄説

古泉界で誕生した和同開珎天武朝創鑄説は、経済史や商業史、古代史研究者らの初期貨幣観にも少なからぬ影響を与えている。

無文銀銭（上古銀銭）を一分をもって定量とした銀片と看破した内田銀蔵（明治31年『日本経済史の研究』大正10年刊行）は、無文銀銭を天武紀の銀銭の候補に掲げるが、それは政府の公鑄品でなく、「韓地より伝来し又は朝鮮産の銀を材料とし、我国にて私人が適宜製作し行用した」可能性があり、和銅以前に自然に行用していた「一定量を有する銀片」で「原始的の銀銭」であろうと推

測する。またこれに対する**天武紀の銅銭**は、従来議論されてきた花文、無文、禾文銅銭などではなく、**銀銭よりも遅れて国家が銅銭の鑄造を計画し、多少鑄造に着手したと推測**するが、その流通状況は証左がなく不明とするなど、今日の初期貨幣研究の論点をも見通した優れた指摘を行っている。当時台頭し始めた和同開珎和銅以前発行説に対しては、**銭文の選択には相当の因由がなければならぬ**と退け、和同開珎の銭文が和銅の頭出と密接に関係すると見て、和銅元年初鑄の通説を穩当とした。

これに対して泉貨学との連携を標榜し、昭和8年に刊行された西村真次の『日本古代経済』は、和同は年号の省画ではなく佳語であり、珎は珍であると考え、古和同天武朝創鑄説をもって史料と実物銭貨の整合を説く。西村は本文中に「**白鳳十二年鑄造の銅銭**」、「**白鳳十二年以前の銀銭**」、「**和銅元年の銀銭**」、「**天平二年の和同開珎**」という四種の和同開珎の拓影図を掲げて該当銭貨を例示するが、キャプションだけで個別の銭貨に関する具体的説明がなく、一般読者には難解な内容となっている。しかも前二者が不隸開古和同の銀・銅銭、最後が隸開新和同に相当するものの、「和銅元年の銀銭」は当時重視されていた隸開古和同銀銭ではなく、隸開を潰して不隸開に直した「**隸開和同不隸開**」と呼ばれる特殊な銀銭で、田中啓文が前年に発表した「隸開和同開珎」の中で、「和銅二年の詔令の私鑄」銭と推測した問題のある銀銭であった。このように西村の研究は、きわめて抽象的で独善的な資料提示に終わったが、全七巻からなる大著『日本古代経済』が古和同天武朝説を採用したことの意味は大きく、古泉界を二分する古和同天武朝創鑄説を社会経済史学の側面から補強し助勢する結果となった。

昭和9年に刊行された細川亀一の『上代貨幣経済史』は、西村の研究方法が「『大日本古文書』その他の根本史料を閉却」し、「動もすればデレタンチズムに陥り易い泉貨学者のそれと近似するが如き傾向が往々にして感ぜられる」と批判する。しかしながら、実物銭貨に即した西村の古和同天武朝創鑄説そのものを否定することはできず、「和同開珎銭には、天武天皇の十一年あるひはそれより和銅元年にいたる間に鑄造されたと思はれるものと和銅元年以降に鑄造せられたものとの、新古の二種があったもの、如くであるが、記録に始めて現はれる我が国最古の銅銭は和銅元年のものである」と苦しい説明を行う。

9. 和同開珎の創鑄年をめぐる論争から銭文論争へ

昭和初年、収集界の巨頭として君臨した田中啓文、平尾聚泉をはじめ、古泉界の大勢は古和同天武朝創鑄説に靡いていた。そうした中、和銅元年発行説からの反駁は韻泉散史や浅田澱橋によってなされ、やがて黒田幹一が和銅元年発行説の論陣を張るようになる。

黒田は一連の論考で、『日本書紀』の**銭貨記事に不合理な点がある**として、「或時代に於て改竄された」可能性や、「自然潤色」「加筆誤写」の可能性を疑い、**7世紀後半の貨幣関係記事を否定**する。その結果、和同開珎和銅以前発行説の根拠がなくなったと主張するが、原史料の改変や、不合理な史資料を恣意的に切り捨てる所に、黒田の問題があった。

昭和18年の「和同銭論」では、大正10年の藤井栄三郎（深藪庵）と同様に、古和同と新和同の先後関係を逆転させる陥穽に落ち込み、新和同中の雄大なものが和銅初期の銭貨で、古和同はその後に何らかの事情の下に発生したとする説を展開する。これは古和同天武朝創鑄説が拠って立つ古和同そのものの年代を繰り下げることで、和同開珎和銅元年発行説を擁護しようとした黒田の勇み足で、黒田は同じ年に「古和同に関する一考察」を発表し、筆が滑った「**意想外の新説**」に対する弁明を行う結果となった。そこでは新和同が和銅の当初から唐工などの直接指導によって鑄造されたという持説を再提起するが、**古和同と新和同を別爐の鑄造品**として、その先後関係の断定を避ける方向に軌道修正が行われている。この「**意想外の新説**」は戦後しばらくしてから撤回され、**古和同が前期和同、新和同が後期和同と修正**されることになるが、大正10年の深藪庵と同じ過ちが繰り返

される背景に、史料と現存銭貨を整合させることができないという古銭家の苛立ちと苦悩を垣間見ることができる。

やがて、和同開珎の創鑄年をめぐる古銭研究の対立は、互いに決め手がないまま膠着状態に陥り、やがて問題解決の活路を和同開珎の銭文の理解に求めようとする動きへと変転する。実物銭貨に即した研究を身上とする古銭家にとって、古和同銭の稀少性は研究を深化させる上での大きな障壁であり、銭文問題こそが創鑄年をめぐる論争に参画できる唯一の方法であったのだろう。

和同開珎の銭文の字義や読み方については、江戸時代以来様々に議論されてきたが、それは「和同開珎」を何と読むのか、という純粋な疑問に端を發したものであった。明治38年には『歴史地理』を舞台に、日置謙と由水某との間で先駆的な珍宝論争がなされているが、和同を和銅の省画とすることに両者異論なく、和同開珎を和銅元年発行と考える。やがて和同開珎和銅以前発行説の登場により、和同開珎の創鑄年をめぐる対立が「珍宝論争」を本格化させ、論争は戦後の昭和40年代にピークを迎える。和銅元年発行説は「和銅」と「開寶」の省画説を支持し、天武朝創鑄説は「和同」吉語説と「開珍」説を掲げて対峙するが、その折衷案なども登場して論争は複雑な展開を遂げている。

和同開珎の銭文問題は、既に韻泉散史や浜村栄三郎が、和同が吉語であっても年号省画説は揺るがないと、年号と吉語の普通の可能性を指摘したにもかかわらず、いつしか創鑄年をめぐる論戦の重要な争点となり、そのいずれを支持するのか二者択一的な選択を古銭家に迫るようになる。和同は年号和銅に他ならず、珎も寶の省画であるという和銅元年発行説の強硬な意見が、論争の火に油を注いだのであろう。

この論争の展開については、栄原永遠男の「和同開珎の銭文」に詳しいのでそれに譲る。

10. 古和同天武朝創鑄説の衰退

昭和26年、田中啓文は「鑑定上から見た古和同銭の鑄造年代」を發表し、長年に渡って収集研究を続けた古和同の体系的な分類と編年観を提示する。田中は「私の鑑識した古和同銭は百数十枚に及んで、日本に存在する古和同銭の大略を検討し」と己の鑑識眼を自負するが、研究成果は大正11年に『貨幣』誌上に發表した「私の和同銭観」を改変した内容となり、明治30年代以来二転三転した古和同の分類と編年観がさらに変化することになる。田中は古和同の中の狭穿の不隸開、広穿の隸開・不隸開をすべて天武紀の銀・銅銭にあて、従前通りに隸開の古和同銀銭を和銅元年の銀銭にあてるが、隸開の古和同銅銭を銀銭の母銭と位置付け、和銅元年の銅銭を長府式の新和同に改めたのである。その結果、天武朝の銀・銅銭が「形の大小、厚さの厚薄、重量の軽重等に各自相当に大きな差がある。又、同種の書体にすら同じものがないと言う程、小異の変化」をもつ理由を、貴人が仏工に鑄造させたために、一点ずつ製品を作る仏工の手癖が反映したとその鑄造技術に求めたのである。すなわち天武朝の銀・銅銭を、公鑄の記録がないことを理由に、上層階級の貴人達が隋・唐の銭をまねて仏工に鑄造させた私鑄銭と推考したのである。

この和同開珎天武朝創鑄説に対しては、既に大正11年に浜村栄三郎が、和銅2年正月の詔を銀和同銭を銀和同銭に代えたと解釈せざるをえなくなり、何ら交換すべき理由が認められないとした批判や、昭和7年に韻泉散史が、民間私鑄の銭文を後に官鑄銭貨に襲用する道理がないとする批判、さらには昭和18年に黒田幹一が天武紀の銀銭は銀とも表現される秤量貨幣であるという批判があったが、田中はこうした批判を無視して持説を展開するなど、他説を顧みない旧態依然とした論考であった。

田中が古和同天武朝創鑄説に固執する理由は、実品の調査に基づく鑑識上の判断による所が大きいが、①古和同の特異な製作手法や風貌、銭質などは、新和同と一目瞭然と区別され、両者を同時

代の鑄造と見ることはできない。②新和同銭と一緒に古和同が発掘された事例がなく、古和同は新和同よりも先の時代に鑄造されたことは明らかである。③皇朝銭中、和銅元年の鑄造銭貨のみに銭銘の記録がないのは、和銅以前の銭が同形、同面文であった証拠である。④隋唐の銭貨を見、その利用法を知って作られた銭が無文に作られる道理がなく、また詔文がそれを銀銭と呼ぶはずがない。⑤和銅改元は銅にたよった改元であるのに、最初に発行されたのは銀銭で、その銀銭に銅の文字(省画文字カ)を表したのは常識から判断して不可解である。⑥隋、唐に使いした人々が見聞した銭に元号を冠したものは一つもなく、和同は元号とは無縁であるというものであった。古和同を天武朝に繰り上げるべき根拠は、和銅2年正月詔の「前銭」の誤写と③にすぎず、きわめて脆弱な内容であったことが分かる。

30年の長きにわたって古和同天武朝創鑄説を牽引し、古和同の収集研究に精力を注いだ田中の到達した結論は、その編年案はともかくも、古和同銀・銅銭を天武朝の貴人達が仏工に鑄造させた趣味的な私鑄銭と見なし、それが**和銅元年に公鑄銭に発展**したという不自然なものであった。現存銭貨と史料の記述の整合に苦慮した様子が偲ばれるが、およそ詔で私鑄銭の使用が奨励されるはずがない。和銅元年発行説の論者からの疑義も未解決のまま放置され、持統・文武朝の鑄銭司任命記事に関する言及を欠落するなど、古和同天武朝創鑄説の閉塞感を示唆する論考であった。

だが古和同天武朝創鑄説の矛盾や欠陥を克服すべく、田中啓文の和同銭観を継承し、それを貨幣経済史学の立場から補強した**阿部謙二の「和同開珎銭覆考」**が昭和34年に登場する。それは貨幣経済史と泉貨学の成果を融合し、従前の和同開珎研究を多角的に再検証し、その総合化を企図した論考であった。しかしながら「貨幣そのものを実際に究め」る姿勢が前面に押し出された結果、古和同天武朝創鑄説に立脚して和同開珎の鑄造時期を5期に細分するなど、田中啓文が上記論文で否定した**分類研究の自縄自縛**に陥いることになった。阿部は日本銀行に寄贈された旧銭幣館収蔵品の調査により、**和同開珎を初鑄古和同銭(天武12年直前)、次鑄古和同隸開銭(文武3年)、第三次鑄古和同和同期銭(和銅元年)、第四次鑄新和同銭(天平2年)、第五次鑄新々和同銭(天平寶字4年)に分類**するが、付された初鑄の年代は単なる推測に過ぎない。阿部は実証科学を標榜して和同開珎の分類研究に徹するが、これは貨幣関係史料に対応する銭貨を同定せねばならないという強迫観念に駆られた編年作業と言えよう。

阿部の論考の中で最も注目されるのは、天武・文武朝に鑄造された**古和同が、神仏への奉獻用の奉納貨幣として朝廷で製作**され、やがて諸王・諸臣への賜与品にも利用されるようになり、和銅元年の中国式貨幣制度の導入により通貨として行用されるようになったと理解する点であり、**和銅以前の銭貨を厭勝銭とする考えの淵源**をここに見ることができる。

昭和43年、秋山義一「古代における銀銭の流通について」「奈良朝の銭貨政策」は、中国の用例を参考に銀銭を厭勝品と位置付け、和銅以前の銭貨の存在を認めつつも、それらは「**単に記念品又は厭勝的な存在**でしかなかった」と断じる。

その後和同開珎天武朝創鑄説は、昭和47年に東洋経済新聞社から刊行された日本銀行調査局編集『図録 日本の貨幣』に引き継がれる。『図録 日本の貨幣』の本文の「皇朝銭時代」は、「和同銅銭は通常鑄造時期別につきの四種に分類される」として、古和同…和銅元年までのもの、初期和同…和銅元年以後のもの、天平和同…天平年間以後のもの、末期和同…天平感宝～天平勝宝年代のものとして明記する。詳細な説明がなく銭貨の実体が不明であるものの、初期和同以下を新和同としており、和同開珎天武朝創鑄説は長い彷徨の末に、その提唱者である**明治29年の岡田村雄説に回帰**することになった。

この『図録日本の貨幣』の普及版として昭和56年に刊行された郡司勇夫編『日本貨幣図鑑』(東洋経済新報社)も、古和同天武朝創鑄説に沿って和同開珎の解説を行う。ここでは、「隸開和同」銀・銅銭を古和同と新和同の中間に位置付け、和銅元年鑄の銭貨であることを示唆する。また古和

同について、「和同銭は、中国の当時の銭貨である唐朝の開元通宝、軋封泉宝などの形式を採り入れた円形方孔のもので、銀銭と銅銭とがあつて天武朝の記事に符合する。ただ残念なことに『日本書紀』にはその発行開始についての記述がまったくないので天武12年の時点ですでに存在していたとするほかないのである」と述べる。

『図録日本の貨幣』や『日本貨幣図鑑』が、天武朝創鑄説に沿う内容の記述をしたことの影響は大きい。これ以降、古和同天武朝創鑄説は和同開珎の銭文論争の陰に隠れ、具体的銭貨に即した論説が見られなくなる。それは古和同銭の稀少性に起因すると同時に、「和同開珎」を元号「和銅」と切り離すことの不自然さや、机上における銭貨の分類編年研究の限界が覚醒され始めたことを物語るのであろう。

11. 平城京と和同開珎

古泉界が「珍宝論争」に沸き立つ昭和30年代後半から40年代にかけて、和同開珎の発行年をめぐる表層的な論争に終始するのではなく、和同開珎が発行された歴史の内実や貨幣流通の実態を究めようとする動きが古代史研究の中に生まれる。主な論考に昭和35年坂本太郎『日本全史2 古代1』、昭和36年の村尾次郎『律令財政史の研究』、昭和39年の佐藤虎雄「和同開珎の諸問題」、昭和42年の岡田芳郎「和同開珎と平城遷都」「和同開珎について」などがある。

坂本太郎は、和同開珎発行の契機は、唐制の模倣や国家の儀容の整備であると同時に、**新たに建設する都城の経営上、官設の東西市における物資交易の媒介として貨幣の必要性が認識され、また当時社会問題となった調庸の運搬者や役丁の往還の路銀として、軽貨の意義が認識されたのではないかと推考する。**村尾次郎も和同開珎の発行目的を平城遷都に求め、空前の大規模都城の造営に必要な資財、労働力を確保するために政府が銭貨発行を行ったと推考する。都城建設と銭貨発行の有機的関係を洞察し、**新都平城京の建設と和同開珎の発行、和銅改元が一連の政策**であったことを看破する。和同開珎はここに平城京の造営・経営のための銭貨と位置付けられることになった。

さらに岡田芳郎は、坂本・村尾の和同開珎研究を深化させ、**和同開珎の発行が和銅改元と平城遷都の三位一体の政策**であったことを当時の社会状況の分析を通して論証する。特に藤原京から平城京への遷都理由を、慶雲年間を中心に連年発生した飢饉、疫病の全国的蔓延による社会不安からの脱出、攘災招福の呪力を求めた遷都と推考し、莫大な新都建設費用を銭貨の発行収入で捻出する政策が立案された結果、和銅の貢上と改元、和同開珎の発行、新都造営の発表というドラマチックな政治的演出が挙行されたと推理する。岡田は銭文和同と和銅改元詔が『詩緯』を典拠に一体的に考案されたと考えるが、この見解はまさしく正鵠を射たものであろう。

また、昭和40年代の後半になると、流通経済史と銭貨史を両軸に据えた栄原永遠男の一連の研究が登場し、古代銭貨の流通の実態とその財政的役割が解明され始める。その当初に執筆された「律令国家と銭貨」「和同開珎の誕生」は、**和同開珎を律令国家の支払い手段として位置付け、法定価値を自由に決定できる銭貨を雇役丁の功直や物資購入にあてることで、平城京の造営に伴う莫大な出費を捻出したと推考し、和同開珎発行当初の法定価値が1功=1文に定められたことを論証する。**

以上のように、和同開珎の発行が単なる唐制の模倣や文華主義に基づくものではなく、新都平城京造営に必要な莫大な資材と労力を集積動員する手段であったことが、古代史研究者によって明らかにされ、和同開珎発行の歴史的意義が古代国家形成過程の中に正しく位置付けられることになった。

一方、昭和30年代後半に平城宮跡の発掘調査が組織的、継続的に実施されるようになり、平城宮・京における古代銭貨の実体が次第に明らかになると、和同開珎天武朝創鑄説の影は次第に薄くなり、和同開珎和銅元年発行説の優位性は次第に確かなものとなる。しかしながら依然として7世紀

後半の貨幣関係記事に見える銀・銅銭の実体は不明であり、7世紀後半の貨幣関係記事を等閑に付したまま、わが国最初の貨幣は和銅元年発行の和同開珎とする定説が形成されるようになる。これは江戸時代の貝原好古や新井白石、寺島良安説への回帰現象にすぎない。具体的な銭貨に即した議論の行き詰まりは、新たな資料の出現によって打開される必要があった。

そうした初期貨幣研究の低迷と閉塞状況は、考古学の発掘調査がもたらす新情報によって打開されることになる。昭和50年代に入ると、飛鳥藤原地域や滋賀県下を中心に**無文銀銭の出土例が増加**し、銭貨発生後の明器か厭勝銭と古泉界で見られていた無文銀銭が、7世紀後半の銭貨であることが明らかになる。また昭和60年には平城京跡から富本銭が出土し、近世の絵銭と見られていた**富本銭が古代銭貨であることが確認**され、明治22年の今井風山軒の指摘の妥当性が証明された。さらに平成に入ると藤原京跡や難波京跡から富本銭が相次いで出土し、7世紀後半の銅銭である可能性が浮上し、ついに平成10年の飛鳥池遺跡の発掘調査によって、富本銭の鑄造遺跡が明らかになり、**富本銭が7世紀後半に遡る銭貨であることが判明**した。

これによって江戸時代以来、多くの研究者を悩ませ続けてきた天武紀の銀・銅銭の実体が明らかになり、初期貨幣研究は新たな局面を迎えることになった。

12. 和同開珎研究史にみる論点の抽出

飛鳥池遺跡の富本銭の発見により、長年続いた和同開珎の創鑄年をめぐる論争に決着が付き、和同開珎と銅元年発行説は確固たるものとなった。しかしながら和同開珎の創鑄年をめぐる論争は、初期貨幣研究の論点を明確にはしたものの、その混乱と対立の収束に当たり、いくつかの負の遺産を残すことになった。

その第一に、浜村栄三郎が「元来書紀の誤脱多きは史家の通論なり」（浜村栄三郎「日本貨幣史の研究（二）」『貨幣』第39号、大正11年）、黒田幹一が「書紀の銭貨記事は後人の誤写」（黒田幹一「和同銭の問題」『貨幣』第11巻第6号、昭和42年）と述べたように、天武朝創鑄説の火消しに躍起となった和同開珎と銅元年発行説論者たちが、『日本書紀』の7世紀後半の貨幣関係記事の信憑性を疑い、史料を軽視する方向へ向かったことの影響である。中でも、持統・文武朝に銭貨使用奨励策が見えないことを理由に、鑄銭司は任命されたが実際の鑄銭は行われず、和銅以前に銭貨はなかったとする説が主流を占め、持統・文武朝の鑄銭司を「有名無為の機関」「実務なき官位の叙任」「官吏拝命のみ」「本格的な貨幣発行に至る準備期間」とする解釈が通説化したが、これは和銅以前の鑄銭司任命記事を過小評価することによって、天武朝創鑄説を否定しようとしたものである。こうした**7世紀後半の貨幣関係史料を軽視する研究態度**は、やがて『日本書紀』の貨幣関係史料全体の信憑性を否定した黒田幹一の極論にたどり着く。論争の過程で醸成された7世紀後半の貨幣関係史料を軽視する風潮は、現在も無文銀銭や富本銭の評価にも少なからぬ影響を及ぼしているのである。

現在、富本銭を厭勝銭とする論者は、無文銀銭をも厭勝銭とみなすが、こうした厭勝銭説は、7世紀後半の銭貨（古和同銭）を「厭勝銭」とした阿部謙二、秋本義一や、無文銀銭を厭勝銭とした古泉界の通説の延長線上にある。富本銭や無文銀銭の流通を疑う論者は、7世紀後半の史料に銭貨の流通を促進させるための流通政策が見えず、銅銭と穀や布などとの換算基準が明示されていないことを最大の疑義とするが、この点に関しては、栄原永遠男が和同開珎の流通の画期を設定する中で、富本銭に続く和同開珎発行当初の第一段階にも、銭貨流通の拡大を目指す政策が採られていない事実を指摘している。栄原はその原因として、この段階の銭貨発行が国家的プロジェクトの支払手段を目的とし、一般的交換手段としての機能が副次的に位置付けられていたことによると考える。

また換算基準については、近年の森明彦の研究により、和同開珎を流通させるために稲・布との換

算率が公示されたという従来の通説的理解に否定的な見解が示されている。森は、和同開珎の価値が唯一銀によって規定されたことを論証し、和銅元年当時に**銀1分＝銀錢1文＝銅錢10文の法定価値**が定められたと推測するが、この関係は無文銀錢と富本錢に遡及できる可能性が高く、むしろ逆に、無文銀錢と富本錢の貨幣価値が、和同開珎の貨幣価値を規定した可能性が浮上する。

第二に、和同開珎の創鑄年をめぐる意見の対立が、和同が年号の省画であるか否かの錢文論争へと向かったことの影響も大きい。それは「**和同開珎**」を**何と読むのか**、という今日的な問題にも深刻な影を落としている。特に錢文論争の中で、「珎」を「寶」の省画とみるか否かの「珍宝論争」とよばれる論争では、省画説は開元通寶が形成した東洋型貨幣の規範を重視し、「珎」は「寶」の省画でなければならぬという主張が横行した。しかしながら同様の批判は、現在、特異な錢文をもつ富本錢に対して向けられ、富本錢厭勝錢説の重要な論拠となっている。開元通寶の規範を逸脱するという批判は、その後に発行された皇朝錢や周辺諸国の錢貨のあり方から帰納された推論であり、わが国最初の鑄貨の錢文選定時に、必ずしもそうした規範が存在したと考える必要はない。和同開珎の錢文の意味と読みについては、次章で改めて検討する。

第三に、**古和同と新和同の関係が不明**となり、先鋭化した古和同の分類研究や編年が現在に批判的に継承されていないことである。特に新和同への移行に関しては、養老5年（もしくは天平年間）に唐の工人を招聘して新和同を鑄造した、という何ら根拠のない通説が今も古泉界に流布しており、古和同と新和同の関係は十分に究明されていない。

このように和同開珎に関する従来の研究成果や通説的理解にも再検討が迫られており、無文銀錢と富本錢を母胎に、和同銀・銅錢が発行された歴史的経緯や、律令国家の初期貨幣政策の解明に向けて、さらなる研究の深化が求められている。

〔引用・参考文献〕

引用・参考文献は省略した。本論は『日本銀行金融研究所ディスカッション・ペーパー・シリーズ2004－J－14』として2004年4月に公開された松村恵司「日本初期貨幣研究史略－和同開珎と富本錢・無文銀錢の評価めぐって－」の和同開珎に関する部分を要約したものである。ディスカッション・ペーパーの「日本初期貨幣研究史略」は、その後、『金融研究』第24巻第1号、2005年3月18日発行、に同名で再録されている。

文献の出典については「日本初期貨幣研究史略」、『日本書紀貨幣研究文献目録（稿）』を参照のこと。

Ⅱ：和同開珎の銭文考

1. はじめに

和同開珎の銭文に関しては、膨大な研究の蓄積があり、論点も多岐にわたるが、これを「ワカイヤ」¹⁾と読むのか、「ワカイヤン」²⁾と読むのか、という基本的な銭名の読み方すら決着をみないのが現状である。

『続日本紀』は、和銅元年正月、武蔵国秩父郡の和銅産出を記念して、年号を「慶雲」から「和銅」へと改元し、その年の4月に銀銭を、7月に銅銭を行うと記すが、この時に発行した銭貨の名を明記しないことが問題の発端となっている。しかしながら古銭研究が始まった江戸時代から、和銅元年発行の銀・銅銭は、年号の「和銅」と音通し、銀・銅2種の銭貨が存在する和同開珎であると考えられてきた。ただし「珎」を「珍」の俗字とする「開珍」説と、「寶」の省画とみる「開寶」説が長らく対峙し、その対立は現在に及ぶ。省画説は、「和同」を年号和銅の「銅」字の金偏を省略したもの、「珎」を「寶」字のウ冠と貝字を省略したものとする。特に開寶説は、四文字銭文の末尾を寶とする開元通寶の規範を論拠に掲げ、開元通寶の首尾をとり、年号和銅と合成した「和銅開寶」と解釈するが、この説は古銭研究者をはじめ一般にも広く受け入れられたようである。

この年号省画説に対して、天保2年(1831)に穂井田忠友が和同吉語説を提唱し、その後の和同開珎の銭文研究に大きな影響を与えた。和同吉語説は、「開珎」を「開珍」と理解するが、開元通寶の「開元」が吉語(吉祥語・佳語)であるように、それを模範とした和同開珎の「和同」も吉語と解釈するのが自然である、という考えに立脚する。その後、漢籍の中から「和同」の用例が数多く探索され、出典をめぐる議論も深まるが、同時に和同吉語説は、銭文研究の域を脱して思わぬ方向へと展開する。それは吉語説が、銭文「和同」を年号「和銅」の桎梏から解き放ったために、和同開珎の発行年を和銅元年以前にさかのぼらせようとする動きが台頭し、それが字義論争とリンクしたことによる。その経緯は先に見たところであり、和同開珎の字義論争は、いつしか和同開珎の発行年をめぐる論争へと転化し、出口の見えぬ迷路へと入り込んでしまった。

このように、和同開珎の読みが「ワカイヤ」「ワカイヤン」のいずれであるのか、という最も基本的な問題の背後には、和同開珎の創鑄年とリンクした複雑な字義論争が絡んでおり、現在も高校教科書が両者の読みを併記するのは、この論争を考慮してのことである。しかしながら、富本銭の発見を契機に、和同開珎天武朝発行説の成立しないことが明白となり、和同開珎の字義をめぐる議論も、新たな視点から再整理される時期にきている。

2. 和同開珎の読み

「和同開珎」が当時どのように読まれていたか、という問題に積極的に取り組んだ栄原永遠男は、経典跋語、計帳、墓誌、木簡、その他の金石文など、奈良時代の人々が書いた第一次史料を対象に、年号「和銅」が当時どのように表記されているか、また「寶」と「珎」がどのように使い分けられているかについて、綿密な史料調査を行った。その結果、当時の文字史料に、「和銅」を「和同」と省略した例が一例もないこと、同様に、「寶」や「寶」を「珎」と省略した例はなく、「珎」を「杓」と発音した事例も認められないことを明らかにしている(栄原永遠男「和同開珎の銭文」『日本古代銭貨流通史の研究』1993)。年号「和銅」を「和同」と記した例として、長らく省画の論拠に挙げられてきた『経国集』や『令集解』は、いずれも後世の編纂物の写本であることから、当時の用法を知ることにはならない。また「寶」を「珎」と省略した唯一の事例として注目されてきた東大寺伎楽面の「天平勝珎四年」の墨書も、近年の栄原の再調査によって、「天平勝寶四〇」であることが判明するなど(栄原永遠男「東大寺伎楽面の墨書—和同開珎のよみ—」『出土銭貨』第15号、

夫仁禮勇、皆民之為也。以義死用謂之勇、奉義順則謂之禮、畜義豐功謂之仁。姦仁爲佻、姦禮爲羞、姦勇爲賊。夫戰、盡敵爲上、守和同順義爲上。故制戎以果毅、制朝以序成、叛戰而擅舍鄭君、賊也、棄毅行容、羞也、叛國卽讎、佻也。有三姦以求替其上、遠於得政矣。

『春秋左氏傳』成公十六年

戊寅、晉師起。鄭人聞有晉師、使告于楚。姚句耳與往。楚子救鄭。司馬將中軍、令尹將左、右尹子辛將右。過申。子反入見申叔時曰、師其何如。對曰、德刑詳義禮信、戰之器也。德以施惠、刑以正邪、詳以事神、義以建利、禮以順時、信以守物。民生厚而德正、用利而事節、時順而物成。上下和睦、周旋不逆。求無不具、各知其極。故詩曰、立我烝民、莫匪爾極。是以神降之福、時無災害、民生敦龐、和同以聽。莫不盡力以從上命。致死以補其闕。此戰之所由克也。

夫仁禮勇は、皆民の爲なり。義を以て用いて死する之を勇と謂ひ、義を奉じて則に順ふ之を禮と謂ひ、義を畜へて功を豐にする之を仁と謂ふ。姦仁を佻と爲し、姦禮を羞と爲し、姦勇を賊と爲す。夫れ戰は、敵を盡すを上と爲し、守りは、和同して義に順ふを上と爲す。故に戎を制するには果毅を以てし、朝を制するには序成を以てす。戰に叛きて擅に鄭君を舍すは、賊なり、毅を棄て容を行ふは、羞なり、國に叛きて讎に卽くは、佻なり。三姦有りて以て其の上を替めんことを求む、政を得るに遠し。

戊寅、晉の師起つ。鄭人の聞有る晉の師ありと聞き、楚に告げしむ。姚句耳と往く。楚子、鄭を救ふ。司馬、中軍に將たり、令尹、左に將たり、右尹子辛、右に將たり。申を過ぐ。子反入りて申叔時に見えて曰く、師は其れ何如と。對へて曰く、德・刑・詳・義・禮・信は、戰の器なり。德以て惠を施し、刑以て邪を正し、詳以て神に事へ、義以て利を建て、禮以て時に順ひ、信以て物を守る。民生厚くして德正しく、用利にして事節し、時順にして物成る。上下和睦し、周旋逆はず。求め具はらざる無く、各其の極を知る。故に詩に曰く、我が烝民を立つるは、爾の極に匪ざる莫し。と。是を以て神之に福を降し、時に災害無し。民生敦龐にして、和同して以て聽く。力を盡くして以て上命に従はざる莫し。死を致して以て其の闕を補ふ。此れ戰ひの由りて克つ所なり。

『淮南子』主術訓

昔者神農之治天下也、神不馳於胷中、智不出於四域、懷其仁誠之心、甘雨時降、五穀蕃植、春生夏長、秋收冬藏、月省時考、歲終獻功、以時嘗穀、祀于明堂。明堂之制、有蓋而無四方、風雨不能襲、寒暑不能傷、遷延而入之、養民以公。其民樸重端慤、不忿爭而財足、不勞形而功成、因天地之資、而與之和同。是故威厲而不試、刑錯而不用、法省而不煩。故其化如神、其地、南至交趾、北至幽都、東至暘谷、西至三危、莫不聽從。當此之時、法寬刑緩、囹圄空虛、而天下一俗、莫懷姦心。

昔者神農の天下を治むるや、神は胷中に馳せず、智は四域より出でず、其の仁誠の心を懷くのみにして、甘雨時に降り、五穀蕃植し、春生じ夏長じ、秋收め冬藏し、月に省み時に考し、歳の終に功を獻じ、時を以て穀を嘗せしめ、明堂に祀る。明堂の制蓋のみ有りて四方無けれども、風雨も襲ふこと能はず、寒暑も傷ふこと能はず。遷延して之に入り、民を養ふに公を以てす。其の民は樸重端慤、忿争せずして財足り、形を勞せずして功成り、天地の資に因りて、之と和同す。是の故に、威厲しきも試みず、刑は錯きて用あらず、法は省かれて煩はしからず。故に其の化は神の如く、其の地、南は交趾に至り、北は幽都に至り、東は暘谷に至り、西は三危に至るまで、聽従せざるは莫し。此の時に當りては、法寛かに刑緩く、囹圄は空虛、而して天下は俗を一にし、姦心を懷く莫し。

『史記』列伝第六十六 滑稽列伝 東方朔伝

東方生曰

「是固非子所能備也。彼一時也、此一時也、豈可同哉！夫張儀、蘇秦之時、周室大壞、諸侯不朝、力政爭權、相禽以兵、并爲十二國、未有雌雄、得士者彊、失士者亡、故說聽行通、身處尊位、澤及後世、子孫長榮。今非然也。聖帝在上、德流天下、諸侯賓服、威振四夷、連四海之外以爲席、安於覆盂、天下平均、合爲一家、動發舉事、猶如運之掌中。賢與不肖、何以異哉？方今以天下之大、士民之衆、竭精馳說、並進輻湊者、不可勝數。悉力慕義、困於衣食、或失門戶。使張儀、蘇秦與僕並生於今之世、曾不能得掌故、安敢望常侍侍郎乎！傳曰：『天下無害箇、雖有聖人、無所施其才；上下和同、雖有賢者、無所立功。』故曰時異則事異。雖然、安可以不務修身乎？詩曰：『鼓鍾于宮、聲聞于外。』鶴鳴九臯、聲聞于天。苟能修身、何患不榮！」

『漢書』列伝第三十四上 吾丘壽王伝

壽王對曰：「臣安敢無說！臣聞周德始乎后稷、長於公劉、大於大王、成於文武、顯於周公、德澤上昭、天下漏泉、無所不通。上天報應、鼎爲闕出、故名曰周鼎。今漢自高祖繼周、亦昭德顯行、布恩施惠、六合和同。至於陛下、恢廓祖業、功德愈盛、天瑞並至、珍祥畢見。昔秦始皇親出鼎於彭城而不能得、天祚有德而寶鼎自出、此天之所以與漢、乃漢寶、非周寶也。」

『文選』(六臣註)序下 王元長「三月三日曲水詩序」

息革甲也辭軒去兵車也金刃兵也天瑞降地符升善曰
器也皆銷毀罷去之示不用兵也
曰天下和同天瑞降地符升翰澤馬來善曰孝經援神契曰德至山陵

『淮南子』傲真訓

今夫積惠重厚、累愛襲恩、以聲華嘔苻、嫗、掩萬民百姓、使之訢訢然、人樂其性者、仁也。舉大功、立顯名、體君臣、正上下、明親疏、等貴賤、存危國、繼絕世、興毀宗、立無後者、義也。閉九竅、藏心志、棄聰明、反無識、茫然仿佯于塵埃之外、而消搖于無事之業、含陰吐陽、而萬物和同者、德也。是故道散而爲德、德溢而爲仁義、仁義立而道德廢矣。

今夫れ恩を積み厚を重ね、愛を累ね恩を襲ねて、以て華嘔苻嫗を聲らし、萬民百姓を掩ひ、之をして訢訢然として、人ごとに其の性を樂しましむるは、仁なり。大功を擧げ、顯名を立て、君臣を體し、上下を正し、親疏を明かにし、貴賤を等しくし、危國を存し、絶世を繼ぎ、毀宗を興し、後無きを立つるは、義なり。九竅を閉ちて、心志を藏し、聰明を棄てて、無識に反り、茫然として塵埃の外に仿佯して、無事の業に消搖し、陰を含み陽を吐きて、萬物和同するは、徳なり。是の故に、道散じて徳と爲り、徳溢れて仁義と爲り、仁義立ちて道德廢る。

『礼記』月令 孟春之月

○是月也、天氣下降、地氣上騰、天地和同、草木萌動。王命、布農事。命田舍東郊、皆脩封疆、審端徑術、善相丘陵阪險原隰、土地所宜、五穀所殖、以教道民、必躬親之。田事既飭、先定準直。農乃不惑。

○是の月や、天氣下降し、地氣上騰し、天地和同し、草木萌動す。王命じて、農事を布く。田に命じて東郊に舍り、皆封疆を脩めて、審かに徑術を端し、善く丘陵阪險原隰、土地の宜しき所、五穀の殖する所を相て、以て民を教導す、必ず之を躬親らす。田事既に飭ひ、先づ準直を定む。農乃ち惑はず。

2001)、「珎」を「寶」の省画とする説はその根拠を失いつつある。「珎」字は、「珍」の通字もしくは俗字とされ、後漢時代の文字学の書『説文解字』は「珍とは寶なり」と説明するが、少なくとも和同開珎が使用された奈良時代には、「寶」と「珎」は別字であり、「寶」と同じ意味をもつ「珎」字が意図的に選択されたとみななければならない。「珎」は「珍」の通字または俗字として「珎」と発音され、「和同開珎」が「ワドカヰン」と読まれていたことを同時代の文字史料は示しているのである。

このように、現在では「開寶」説の成立する余地はなく、また7世紀後半の錢貨の実体が明らかになった以上、「和同」も年号と普通する吉語とみるのが妥当であろう。

3. 吉語「和同」の出典をめぐる議論

漢籍にみえる「和同」の語句は、これまでに多くの用例が探索されている。それらを列挙すると、『国語』周語の「財用不_レ乏、民以和同」(財用乏しからざれば、民以て和同す)、『礼記』月令の「天氣下降、地氣上騰、天地和同、草木萌動」(天氣下降し、地氣上騰し、天地和同し、草木萌動す)、『淮南子』主術訓の「因天地之資、而与之和同」(天地の資に因りて、之と和同す)、同書俶真訓の「万物和同者、徳也」(万物和同するは、徳なり)、『春秋左氏伝』成公十六年の「民生敦_レ厯、和同以_レ聴」(民生敦厯にして、和同して以て聴く)、『呂氏春秋』孟春紀の「天地和同」、『史記』滑稽東方朔傳の「上下和同」、『漢書』吾丘寿王傳の「布恩施恵、六合和同」(恩を布き恵を施して、六合和同す)、『詩緯』の「天下和同、天瑞降、地符升」(天下和同し、天瑞は降り、地符は升る)などの吉語である。また日本の律令の条文中にも、経済的用語として散見され、相互の合意という意味で「和同」が使用されている(藤井一二『和同開珎』中公新書1011, 1991年)。

これら和同の用例は、当時の知識層に広く知られたものであり、その出典を特定することは容易ではない。しかしながら諸説の中で、最も可能性が高いと思われるのは、平城京の造営と和同開珎の発行、和銅改元、という三者の密接な関係を指摘し、『詩緯』を出典とする岡田芳郎の説である(岡田芳郎『和同開珎』について『女子美術大学紀要』1, 1967年)。

岡田は、和銅改元時の元明天皇の詔にみえる「此の物は、天に坐す神・地に坐す祇の相うづない奉り福はえ奉る事に依りて、顕しく出でたる寶に在るらしとなも、神ながら念し行す。是を以て、天地の神の顕し奉れる瑞寶に依りて、御世の年号改め賜ひ換へ賜はくと」という表現が、『文選』曲水詩序注に引かれた『詩緯』の「天下和同し、天瑞は降り、地符は升る」に類似する点を重視する。つまり、貢上された和銅を符瑞に擬したことが明らかで、年号「和銅」と同音の吉祥語「和同」が相互に関連し、年号の出典と錢文の典拠が同一であると考えられる。和銅産出が讖緯説でいう「天地の神々の善政に対する瑞物」と考え、「天下和同」により「天瑞は降り、地符は升り」和銅産出という符瑞がもたらされたとして理解するのである(岡田芳郎「和同開珎と平城遷都」『古代』第50号, 早稲田大学考古学会, 1967年)。

ただし年号を和同としなかったのは、「眼前の鈔物にひかれたもの」で、銅錢発行計画が進行していたために、自然銅の貢上に特別な意義をもたせたと解釈する。そして、「和銅の貢上と改元、瑞祥の出現と改元の呪力によって文武朝の飢疫の恐怖の時代からの脱出、新時代を象徴する銅と銀を原料とする貨幣の発行、そして新都造営の発表というドラマチックな演出は、実は脚本を時間的に逆に展開させたもの」と推理する。

和銅改元の詔が『詩緯』を下敷きとし、同時に『詩緯』が錢文和同の出典となったとする岡田の説は、まさに正鵠を射たものであろう。また、和同開珎の発行が新都造営の財源確保を目的に計画され、これらの方針を宣明するために和銅改元がなされたとする見解も卓見と

『統日本紀』慶雲四年(七〇七)六月辛巳条

たまはく、「一八 辛亥三日、一九 凶服一月とせよ」とのたまふ。
○二〇 辛巳、二一 天皇崩りましぬ。遺詔し

『統日本紀』和銅元年(七〇八)二月戊寅条

○二二 戊寅、詔して曰はく、「朕二 祇みて上玄を奉けたまはりて、三 宇内に君として臨めり。非薄き徳を以て、四 紫宮の尊きに処り。常に以爲へらく、「これを作すは勞し、これに居るは逸し」とおもへり。遷都の事、必ずとすること違あらず。而るに王公大臣咸言さく、「五 往古より已降、六 近き代に至るまでに、七 日を揆り星を瞻て、八 宮室の基を起し、九 世を卜ひ土を相て、一〇 帝王の邑を建つ。定新の基永く固く、一一 無窮の業斯に在り」とまうす。衆議忍び難く、一二 詞情深く切なり。然して京師は、一三 百官の府にして、一四 四海の帰く所なり。唯朕一人、一五 独逸しび豫び、一六 苟も物に利あらば、一七 其れ遠かるべけむや。昔、一八 殷王五たび遷して、一九 中興の号を受けき。周后三たび定めて、二〇 太平の称を致しき。安みしてその久安の宅を遷せり。方に今、二一 平城の地、二二 四禽凶に叶ひ、二三 三山鎮を作し、二四 龜茲並に従ふ。都邑を建つべし。その営み構る資、二五 事に随ひて条に奏すべし。亦、二六 秋収を待ちて後、二七 路橋を造るべし。子來の義に勞擾を致すこと勿れ。制度の宜、二八 後に加へざるべし」とのたまふ。

『統日本紀』和銅元年(七〇八)正月乙巳条

二九 和銅元年春正月乙巳、三〇 武蔵国秩父郡、三一 和銅を献る。詔して曰はく、「三二 現神と御宇、三三 倭根子天皇が詔旨らまと勅りたまふ命を、三四 親王・諸王・諸臣・百官人等、三五 天下公民、三六 衆聞きたまへと宣る。高天原ゆ天降り坐しし天皇が御世を始めて、三七 中・今に至るまでに、三八 天皇が御世御世、三九 天つ日嗣高御座に坐して治め賜ひ慈しび賜ひ来る食国天下の業となも、四〇 神ながら念し行さくと詔りたまふ命を衆聞きたまへと宣る。如是治め賜ひ慈しび賜ひ来る天つ日嗣の業と、四一 今皇朕御世に當りて坐せば、四二 天地の心を勞しみ重しき辱み恐み坐すに、四三 聞し看す食国の中の東の方武蔵國に、四四 自然に作成れる和銅出で在りと奏して献れり。此の物は、四五 天に坐す神・地坐祇の相うづなひ奉り福はへ奉る事に依りて、四六 顕しく出でたる宝に在るらしとなも、四七 神ながら念し行す。是を以て、四八 天地の神の顕し奉れる瑞宝に依りて、四九 御世の年号改め賜ひ換へ賜はくと詔りたまふ命を衆聞きたまへと宣る。故、五〇 慶雲五年を改めて和銅元年として、五一 御世の年号と定め賜ふ。是を以て、五二 天下に慶の命、五三 詔りたまはく、五四 冠位上げ賜ふべき人々を治め賜ふ。天下に大赦す。和銅元年正月十一日昧爽より以前の大辟罪已下、五五 罪の軽重と無く、五六 已発覚も未発覚も、五七 繫囚も見徒も、五八 咸く赦除せ。その八虐を犯せると、五九 故殺人と、六〇 謀殺人の已に殺せると、六一 賊盜と、六二 常赦の免さぬとは、六三 赦の限に在らず。山沢に亡命し、六四 禁書を挾蔵して、六五 百日首さぬは、六六 復罪ふこと初の如くせよ。(後略)

いえる。しかしなぜ年号を和同とせず、和銅としたかについては、和同開珎の銀銭が銅銭の発行に先立つ歴史的経緯があるが故に説得力を欠き、銭文選定の理由についても、「なぜ和同が選ばれたかやはり解明されていないままである」との批判（森明彦「和同開珎の基礎的考察—和同なるものの意味—」『日本古代社会の史的展開』塙書房、1999年）がある。その原因は、銭文「和同」の解釈のみに終始し、「開珎」と一体的な解釈がなされなかったことによる。

4. 「開珎」の意味をめぐって

「開珎」の意味に関しては、古くから隆平永寶発行時の詔の一節が注目を集めてきた。すなわち、桓武天皇は延暦13年（794）に都を長岡京から平安京に遷し、翌々15年に「隆平永寶」を発行したが、この新銭発行時の詔の冒頭にある「周朝撫曆。肇開九府之珎。漢室膺期。爰設三官之貨。」（周朝曆を撫で、肇めて九府の珎を開き、漢室期に膺り、爰に三官の貨を設く）という1節である。詔の内容は、自然に定まった曆のめぐり合わせによって、周王朝が財政を司る九つの役所に必要な「珎」を開き、また漢王朝は（私鑄の横行を防ぐために郡国での鑄銭を禁止して）、中央の鑄銭担当官署である上林三官が「貨」（五銖銭）を鑄造したという意味である。

この詔の「珎を開く」という字句が「開珎」に通じる可能性があることは、山中笑（「本邦最初の銭貨について」『考古学雑誌』5-5、1915年）や林正治（「和同開珎の呼称について」『歴史学研究』7-9、1937年）、黒田幹一（「和銅銭文考」『考古学雑誌』61-1、1975年）らによって注目され、様々な解釈がおこなわれてきた。

「肇開九府之珎」という表現は、後漢の班固（32～92）が著した前漢王朝の歴史書『漢書』食貨志を下敷きとする。『漢書』食貨志は、中国の貨幣の始まりについて、「太公為周立九府圜法。黄金方寸而重一斤。錢圜函方輕重以銖。」（太公周の為に九府の圜法を立つ。黄金は方寸にして而して重さ一斤。錢は圜にして函方。輕重、銖を以ってす。）と説明する。太公とは太公望で有名な周の名相呂尚のことで、圜は圓と同字で錢貨を意味する。また九府とは、周王朝の財政を司る九つの役所（太府、王府、内府、外府、泉府、天府、職内、職金、職幣）をさし、「圜法」は円滑に貨幣を運用する制度を意味する。食貨志の大意は、大公が周王朝のために、黄金の規格を定めたり、「錢は圜にして函方」、すなわち錢貨の形状を外形が円で方形の孔をもつ「円形方孔」に整え、錢貨の交換価値を重量（両銖制）で明記した貨幣を発行するなど、九府通行の貨幣制度を確立したという内容である。ここで班固は、中国を代表する貨幣である円形方孔銭が周王朝（西周—紀元前11c～771年）に始まったと叙述するが、これは歴史的事実ではない。周の時代には未だ円形方孔銭は登場せず、子安貝を模した銅製の貝貨が使用されていた。円形方孔銭の起源については定かではないが、紀元前4世紀には秦で円形方孔の半兩銭が発行され、前221年の始皇帝による全中国の統一によって半兩銭が基準通貨となったとされている。班固は、儒家が理想の治世と仰ぐ周王朝に、円形方孔銭誕生の榮譽を与えたのであろう。ともあれ漢書食貨志は、円形方孔の錢貨による貨幣制度が周代に確立したと評価しているのである。

桓武天皇の「九府の珎を開く」という詔は、『漢書』食貨志の「九府の圜法を立つ」という表現を改変し、円形方孔の錢貨を主体とした貨幣制度の確立を意味すると理解してよいだろう。桓武朝に隆平永寶が発行される直前には、和同開珎、萬年通寶、神功開寶の3貨が流通していた。延暦15年の詔の「肇開九府之珎」という表現は、和同開珎の「開珎」を十分に意識した表現であると考えてよい。このことは当時の為政者により、身近に通用した和同開珎の銭文の意味が「和銅年間に発行され、貨幣制度を確立した円形方孔銭」と認識されていた可能性を示唆する。詔の「九府之珎」と「三官之貨」が対になって「珎貨」と表現され、寶貨や錢貨を意味するが、これは延暦15年の段階で、「開珎」が神功開寶の「開寶」と同義と見なされたことによるのであろう。

しかしながらこれは、和同開珎発行後約1世紀を経た為政者の和同開珎観にすぎず、こうした銭文観を和同開珎の銭文選定時にまで遡及させることはできない。延暦15年の詔に従うと、「和同開珎」の意味は、「和銅年間発行の寶貨、銭貨、円形方孔銭」という意味にすぎず、これでは依然として「開珎」の出典が解明されないばかりか、和銅改元の詔が『詩緯』を下敷きとし、同時に『詩緯』が銭文和同の出典となったとする視点からすると、銭文の意味が平板にすぎることになる。

銭貨の銭文の選定作業を記した平安時代中期の『九曆』と『西宮記』を参考にすると、改銭の次第は、

- ①勅命を受けた大臣が博士に銭文の候補を勘申させ、奏聞して銭文を決定する。
- ②吉日を選び能書の者を召して銭文の様を書かせ、奏聞して書体を決める。
- ③決定した銭文の様を作物所に送り、原型銭を彫り定める。
- ④原型銭に太政官符を添えて鑄銭司に下す。

という流れをたどる。銭文を考案する博士とは、漢籍に明るい文章博士のことで、博士は先例を勘案しつつ銭貨の流通にふさわしい中国の故事来歴や吉祥句を調べ、新たな銭文の候補を撰上したのであろう。決定した銭文は、当代一流の書家によって墨書され、選ばれた書が作物所にまわされ、手彫りで文字を写しとる作業が行われた。原型銭の制作である。鑄銭司はこの原型銭（彫母銭）を型どりして複製を作り、さらにそれを型どって鑄銭作業に用いる種銭を多数作製し、鑄銭作業を行ったことがわかる。

このように『九曆』や『西宮記』にみる銭文選定の手続きは、奈良時代以降に繰り返された改銭を通して次第に形式が定まったものと推測されるが、銭文の決定権が天皇にあり、候補の選定に際して文章博士が重要な役割を担うという点で、『西宮記』などに記された改元時の年号選定の手続きと共通する所が大きい。

改元は即位、祥瑞、攘災などを理由に行われたが、中国の古典を典拠に文章博士が勘申した新年号の候補に対して、佳字かどうか、先例と重複しないか、忌避すべき語と音通しないか等々、多角的な検討を加えて決定される。わが国の古代銭貨の中にも、「承和勝寶」「貞観永寶」「寛平大寶」「延喜通寶」のように銭文に年号を冠したものがあり、また後述のように銭文と年号が音通する「和同開珎」や「神功開寶」も存在するなど、銭文と年号の間には密接な関係が認められるのである。

銭貨の改鑄は、その後しばしば天皇即位や新政権の発足に伴い、改元と一体的に行われることが多い。これは銭貨の発行が年号の制定とともに、国家を統率する天皇の統治権を象徴する行為とみなされたことによる。改元と銭貨の改鑄は、人心を一新し、天命に応じた新時代の出発を宣明する政治的意義があり、このため年号と銭文には、国家統治の理想や政治的な願望、治世を称える吉語や佳字が選定された。平安時代の年号と銭文の選定手続きが相似するのはこうした理由による。

かつて内田銀蔵が指摘したように、銭文の選択には「相当の因由がなければならない」のである。

5. 天人相関思想と祥瑞災異思

律令君主の政治思想として重視された天人相関思想は、宇宙の万象は陰陽二気とそれから派生する木・火・土・金・水の五行より生ずるが、陰陽二気の調和不調和は為政者の徳不徳に反応した現象と考える。また祥瑞災異思想は、為政者の徳が高く善政が行われると天（天帝・上帝）がこれに感応して祥瑞を降し、徳や施政に欠陥があると災異をもって戒める、というものである。このため律令君主は、自らの徳を示す陰陽二気の調和に注意を払い、祥瑞や災異に目を配る必要があった。富本銭の使用を命じた3ヶ月前の天武十二年の正月十八日の詔では、即位後に頻出した天瑞（天の祥瑞）を、自らの政治が天道にかなった証であると宣言している。

また『古事記』序は、天武天皇の帝紀・旧辞の校訂に至る功績を述べ、「道軼=軒后-、徳跨=周

王-」（道は軒后に軼ぎ、徳は周王に跨えたまひき）すなわち、天武天皇の道德の高さは、中国の伝説上の帝王である黄帝や周の文王を上まわり、「握=乾符-而摠=六合-、得=天統-而包=八荒-」（乾符を握りて六合を摠べ、天統を得て八荒を包ねたまひき）天の吉瑞である乾符を得て上下四方（六合）を統べ、天統を得て八方荒遠の地まで統治しと述べる。さらに「乗=二氣之正-、齊=五行之序-」（二氣の正しきに乗り、五行の序を齊えたまひき）すなわち陰陽の二氣と木火土金水の五行の序を整えたと称える。天武天皇が、その道德の高さにより天の吉瑞を得て天下を統治し、陰陽五行の調和を整えたと、天人相感の祥瑞思想によって、天武天皇の皇位の正統性や善政を強調するのである。これは『淮南子』俶真訓の「万物和同者、徳也」（万物和同するは、徳なり）、『詩緯』の「天下和同、天瑞降、地符升」（天下和同し、天瑞は降り、地符は升る）などに通じ、為政者の徳により万物が和同し、それによって天地が符瑞を下すという儒教的な天人相関祥瑞思想が律令君主を支配していたことを物語る。

6. 和同開珎発行前夜の社会状況

和同開珎の字義については、岡田芳朗が指摘するように、和同開珎発行時の時代背景や社会状況を顧みる必要がある。和同開珎発行直前の慶雲年間（704～707）は、連年続いた天候不順による全国的凶作、その結果発生した飢饉と疫病の蔓延が、誕生したばかりの律令国家に危機的な状況をもたらせていた。その飢疫は文武天皇大宝3年（703）から始まり、慶雲年間を中心に猛威をふるい、和銅初年に至ってようやく終息に向かうが、慶雲3年（706）には京畿内にも及び、そのために盗賊が発生したり、京城の内外に穢臭が漂うという深刻な社会不安が生じていた。さらに11月には文武天皇が重体に陥るといふ政治的危機を迎え、翌年6月に崩御する。『続日本紀』は、慶雲2年「是年、諸国廿飢疫」、翌3年「是年、天下諸国疫疾、百姓多死」、翌4年「天下疫飢」と記述するが、連年の不作と疫病の流行によって人々が飢え苦しむ状況が慢性化しつつあった。文武天皇はこうした深刻な事態を、慶雲2年（705）4月3日の詔で、「徳、上天を感じ、仁、黎庶に及ぶこと能はず。遂に陰陽錯謬り、水旱時を失い、年穀登らず、民をして菜色多からしむ。」（皇位にある自分の徳の薄さが天帝の心を動かすことも、仁政を民に及ぼすことができないために、陰陽の調和が崩れて天候不順を招き、凶作を招き民を飢えさせる結果となっている）と述べ、五大寺に金光明經の読経を命じ、天下諸国に減税措置を講じている。この詔は、先に見た天人相関の祥瑞災異思想に基づくものであるが、自らの不徳が陰陽の調和を錯乱させた原因であると認識している点に注意を払う必要がある。同年8月11日の詔でも「陰陽度を失い、炎旱旬に弥る。百姓飢荒して、或は罪網に陥る」（陰陽の調和が崩れて旱魃となり、人々は飢え苦しんで罪を犯し法にふれる者もいる）と、長引く飢疫の原因が陰陽の調和の喪失にあると述べるが、ここで想起されるのは、「万物和同するは、徳なり」という『淮南子』俶真訓の言葉である。地上の統治者の仁徳によって天下・万物が和同し、陰陽の調和が保たれることが治政の必要条件であったが、この時期、飢疫を沈静化させるために切実に希求されたのは、天皇の仁徳による天下・万物の和同であり、それに感応して降される天帝の祥瑞であった。

一方、疫病が猛威をふるう慶雲4年（707）2月には、5位以上の諸王臣に遷都を審議させている。慶雲元年（704）7月に帰朝した粟田真人をはじめとする遣唐使が32年ぶりにもたらせた大唐帝国の最新情報、中でも長安城の威容に触発されて、新都建設計画が政治課題として浮上したのだろう。諸王臣による遷都の審議は、天皇が不予の状態に陥り、諸国が飢疫で疲弊した状況下で、遷都計画を予定通りに推進すべきか否かを審議したものと推測される。しかしながら、その4ヶ月後に文武天皇が崩御したために、遷都計画は一時中断のやむなきに至るが、天皇の急逝によって社会不安と政治的動揺はさらに増幅し、攘災招福の呪力を求めた遷都（坂本太郎『日本全史 古代1』東京大学出版会、1960年）に人々の心は急速に傾斜したと思われる。

『続日本紀』慶雲二年（七〇五）四月壬子条・戊子条

夏四月壬子、詔して曰はく、「朕菲薄の躬を以て、王公の上に託けり。徳、上天を感じ、仁、黎庶に及ぶこと能はず。遂に陰陽錯謬り、水旱時を失ひ、年穀登らず、民をして菜色多からしむ。此を念ふ毎に、心に惻怛めり。五大寺をして金光明経を読み、民の苦しみを救ふことを為さしむべし。天下の諸国、今年の奉税の利を収むること勿れ。并せて庸の半を減せ」とのたまふ。

『続日本紀』慶雲二年（七〇五）八月戊午条

八月戊午、詔して曰はく、「陰陽度を失ひ、炎旱旬に弥る。百姓飢荒して、或は罪網に陥る。天下に大赦して、民とともに更新むべし。死罪已下は、罪の軽重と無く、咸く赦除せ。老病と鰥寡憐独との、自存すること能はぬ者には、量りて賑恤を加へよ。その八虐と、常赦の免さぬとは、赦の限に在らず。また、諸国の調の半を免す」とのたまふ。（後略）

『続日本紀』慶雲二年（七〇五）是年条

是の年、諸国甘、飢を疫しぬ。並に医・薬を加へて賑恤せしむ。

『続日本紀』慶雲三年（七〇六）是年条

是の年、天下の諸国に疫疾ありて、百姓多く死ぬ。始めて土牛を作りて大きに儼す。

『続日本紀』慶雲四年（七〇七）二月乙亥条

二月乙亥、諸国の疫に因りて、使を遣して大赦せしむ。○戊子、諸王臣の五位已上に詔して、遷都の事を議らしめたまふ。

『続日本紀』慶雲四年（七〇七）四月丙申条

○丙申、天下疫し飢えぬ。詔して賑恤を加へしむ。但し丹波・出雲・石見の三国尤も甚し。幣帛を諸社に奉る。また、京畿と諸国との寺をして読経せしむ。正六位下山田史御方に布・緞・塩・穀を賜ふ。

『続日本紀』慶雲四年（七〇七）五月戊午条

○戊午、畿内霖雨ふりて苗を損ふ。使を遣して賑貸せしむ。

しかしながら新都の造営は、莫大な資材や労働力を必要とする。連年の不作と飢疫による税の減免措置、賑恤や医薬の給付により国家財政は極度に疲弊しており、莫大な新都造営費用を捻出することは困難であった。そこで新たな錢貨を発行し、その発行収入を造営費用に充てる政策が案出された。これは富本錢発行の経験を踏まえてのことであろう。平安時代の錢貨発行が錢文の決定から発行までに約1年を要している点から見て、和銅改元以前に和同開珎の錢文が決定されていた可能性が高く、和同開珎の発行計画は遷都計画と一体的に、遅くとも慶雲4年段階にはかなり具体化していたと思われる。新都造営と和同開珎の発行、和銅改元は、岡田の指摘するように三位一体の政策であった可能性が高い。和銅改元の詔と和同開珎の錢文は、事前に周到に準備されたものであり、両者は密接に関連すると考えられるのである。

7. 和同開珎の字義

そこで注目したいのは、天平勝宝8歳(756)に作成された『東大寺献物帳』である。これは聖武天皇の遺愛の宝物を、光明皇太后が東大寺の盧舎那仏に献じた際に作成された文書で、「珎」という字が「国家珎寶」や「先帝翫弄之珎」として登場する。「珎寶」にみるように、「珎」と「寶」が明らかに別字として使用されているが、「翫弄之珎」の珎は「寶」の意味で使用されており、後漢時代の字典『説文解字』の「珍とは寶なり」という説明に合致する。『東大寺献物帳』は萬年通寶が発行される天平宝字4年(760)以前、すなわち和同開珎使用の全盛期に書かれた同時代史料であり、和同開珎の「珎」を考える上で重要な史料である。同書はさらに、「先帝陛下徳合乾坤」、聖武天皇の徳が乾坤、つまり天地や陰陽にかない、「神祇呈祥、地不惜珎」(神祇は祥を呈り、地は珎を惜しまず)と記すが、これは天平勝宝元年(749)の陸奥産金をさし、聖武天皇の徳に感応して地が黄金をもたらせたことを称えたものである。この表現は、先に見た和銅改元の詔の「天に坐す神・地に坐す祇の相うづない奉り福はえ奉る事に依りて、顕しく出でたる寶」や「天地の神の顕し奉れる瑞寶」に類似し、『詩緯』の「天下和同し、天瑞は降り、地符は升る」を下敷きに作成され、黄金や自然銅を地がもたらせた符や瑞寶とみなし、それを「珎」と呼んだことが分かる。

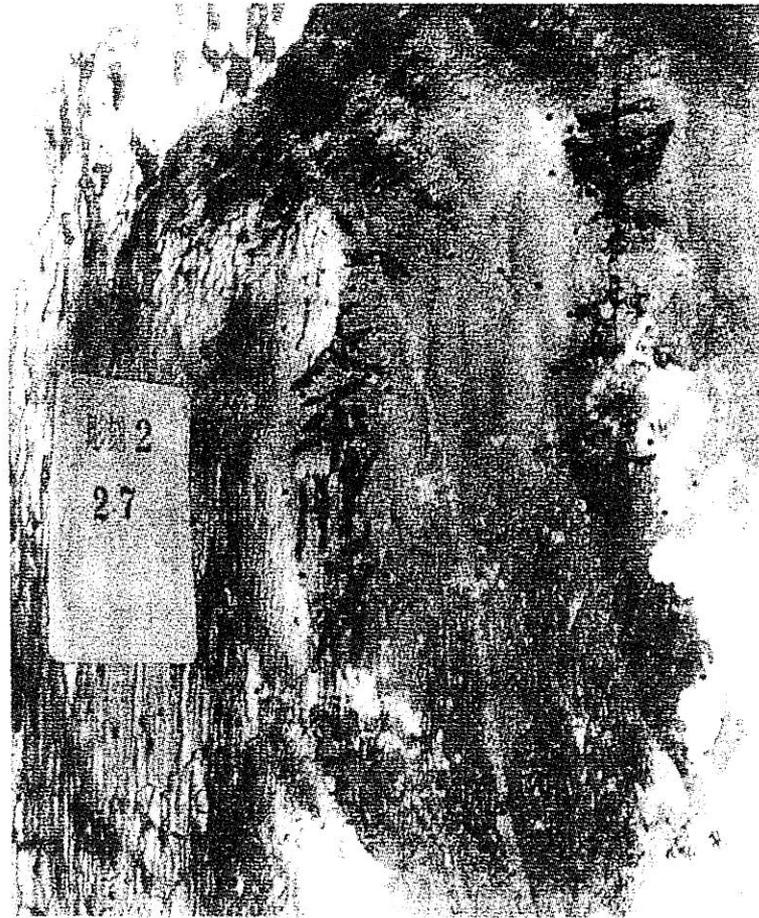
当然ながらこれと相似た表現が漢籍中に存在する。『後漢書』班固伝は、光武帝(聖皇)が王莽打倒の天命を受けた正統性を、「握乾符、闡坤珍」(乾符を握り、坤珍を闡き)と表現するが、これに対する章懷太子李賢の注は、「乾符、坤珍とは、天地の符瑞を謂うなり」と解説する。ここでは地のもたらせた瑞祥が「坤珍」と表現されており、『東大寺献物帳』の地珎と同意の表現である点が注目される。

『説文解字』には「闡とは開なり」と見え、「坤珍を闡く」という表現が和同開珎の「開珎」に通じ、「開珎」が「闡坤珍」という字句を典拠とした可能性が浮上するのである。この「坤珍を闡く」という表現は、開元通寶の錢文「開元」の典拠となった『文選』の班固「東都賦」にも見え、和同開珎の錢文選定時に、開元通寶と同じ「東都賦」に出典を求めた可能性も生じる。

以上の検討を通して、改めて「和同開珎」の錢文を解釈すると、「天下が和同し、坤珍を開く」という和銅産出の祥瑞を祝福する意味をもち、元明天皇の仁徳により、天地・万物が和同して陰陽の調和が保たれ、天帝が仁徳に報応して和銅という坤珍を顕現したことを称えた錢文であり、和銅改元の詔に通じる内容の錢文と理解できよう。

先述したように、慶雲年間に猛威をふるった飢疫を沈静化させるために人々が切実に希求したのが陰陽の調和であり、攘災招福と人心を一新するための遷都、改元、新錢発行という三位一体の政策が、ことさら神意にそうことを強調する必要があったものと考えられる。改元詔で和銅産出を「天地の神の顕し奉れる瑞宝」を称え、同時にその祥瑞を慶祝する内容の錢文を新錢に刻印し、しかも

「東大寺伎樂面」



(出典 柴原永遠男「東大寺伎樂面の墨書——和同開珎のよみ」
『出土銭貨』第一五号、出土銭貨研究会、二〇〇一年。)

「東大寺献物帳」

奉為 太上天皇捨國家珍寶等

入東大寺願文 皇太后御製

妾開修、三界極火常流者、五道毒
網是壯所以自在大雄天人師佛垂法
鈎而利物開智鏡而濟世遂使擾、群
生入寂滅之域盡、品類趣常樂之庭
故有歸依則滅罪无量供養則獲福无
上伏惟

先帝陛下德合乾坤明並日月崇三寶
而遏惡統四攝而揚休聲籠天竺菩提
僧正波流沙而達到化及振旦鑒真和
上凌滄海而遙來加以天惟薦福神祇呈
祥地不惜你人民稱聖恒謂千秋萬歲合
歡相保誰期幽塗有阻閩水悲源靈壽無
增毅林桂落驛駒難駐七、穢來茶襟轉

右件皆是

先帝龍弄之珠內可供擬之物進感

時昔觸日崩摧謹以奉獻

盡舍那佛伏願用此善因奉資冥

助早遊十聖普濟三途然後鳴鑿

花藏之宮往蹕涅槃之岸

天平勝寶八歲六月廿一日

○東大寺獻物帳正倉院御物

○紙面二天皇御曆四百八十九アリ、

奉為

太上天皇捨國家珍寶等入東大寺類文

皇太后御製

妾聞、悠々三界、猛火常流、杳々五道、毒網是壯、所以自在大雄、天人師佛、無法鈎而利物、開智鏡而濟世、遂使擾々群生入穿滅之域、蠢々品類逐常樂之庭、故有歸依則滅罪无量、供養則獲福无上、伏惟、

先帝陛下、德合軋坤、明並日月、崇三寶而遏惡、統四攝而揚休、聲籠天竺、菩提僧正涉流沙而遠到、化及振旦、鑒莫和上凌滄海而遙來、加以天惟薦福、神祇呈祥、地不惜珎、人民稱聖、恒謂千秋萬歲、合歡相保、誰期幽塗有阻、閨水悲涼、靈壽無增、穀林搖落、隙駟難駐、七々俄來、茶襟轉積、酷意弥深、披后土而無徵、訢皇天而不弔、將欲爰託勝業、式資 聖靈、故今奉為

(中略)

御軾二枚 一枚紫地鳳形錦 一枚長班錦

紫檀木書挾軾一枚 着白羅酒

右、納漆櫃二合、並居榻豆机

御床二張 並塗胡粉具耕地錦端蓋褐色地錦
一張廣長五兩床綠綿裕覆一條

右件、皆是

先帝翫弄之珎、內司供擬之物、追感疇昔、觸目崩摧、謹以奉獻
盧舍那佛、伏願用此善日、奉資冥助、早遊十聖、普濟三途、然後鳴鑾花藏之宮、住躡涅槃之岸、

天平勝實八歲六月廿一日

從二位行大納言兼紫微令中衛大將近江守藤原朝臣仲麻呂
從三位行左京大夫兼侍從大倭守藤原朝臣永手
從四位上行紫微少弼兼中衛少將山背守巨萬朝臣福信
紫微大忠正五位下兼行左兵衛督左右馬監賀茂朝臣角足
從五位上行紫微少忠葛木連戶主

東都主人、喟然而歎曰、痛乎風俗之移人也。子實秦人、矜夸館室、保界河山、信識昭襄而知始皇矣、烏覩大漢之云爲乎。夫大漢之開元也、奮布衣以登皇位、由數葦而創萬代。蓋六籍所不能談、前聖靡得而言焉。當此之時、功有橫而當天、討有逆而順民。故婁敬度勢而獻其說、蕭公權宜而拓其制。時豈泰而安之哉。計不得以已也。吾子曾不是睹。顧隆後嗣之末造、不亦暗乎。今將語子以建武之治、永平之事、監於太清、以變子之惑志。

往昔王莽作逆、漢祚中缺、天人致誅、六合相滅。于時之亂、生人幾亡、鬼神泯絕、壑無完柩、郭罔遺室、原野厭人之肉、川谷流人之血、秦項之災、猶不克半。書契以來、未之或紀。故下人號而上訴、上帝懷而降監、乃致命乎聖皇。於是聖皇乃握乾符、闡坤珍、披皇圖、稽帝文。赫然發憤、應若興雲。霆擊昆陽、憑怒雷震。遂超大河、跨北嶽、立號高邑、建都河洛。紹百王之荒屯、因造化之邊滌、體元立制、繼天而作。系唐統、接漢緒、茂育羣生、恢復疆宇。勳兼乎在昔、事勤乎三五。豈特方軌竝跡、紛綸后辟。治近古之所務、蹈一聖之險易云爾。

東都の主人、喟然として歎じて曰く、痛ましいかな風俗の人を移すや。子は實に秦人なり、館室を矜夸し、河山を保界す。信に昭襄を識り始皇を知るも、烏んぞ大漢の云爲を覩んや。夫れ大漢の元を開くや、布衣より奮りて以て皇位に登り、數葦に由りて萬代を創む。蓋し六籍も談ずる能はず、前聖も得て言ふ靡き所なり。此の時に當り、功横なるも天に當る有り。討逆へども民に順なる有り。故に婁敬、勢を度りて其の說を獻じ、蕭公宜しきを權りて其の制を拓けり。時豈に泰りて安ならんや。計以て已むを得ざればなり。吾子曾て是を睹ず。顧つて後嗣の末造を曜すは、亦暗からずや。今將に子に語るに建武の治、永平の事を以てし、太清に監みて、以て子の惑志を變せん

往昔王莽逆を作して、漢祚中ごろ缺け、天人誅を致して、六合相滅す。時の亂に於て、生人幾んど亡し、鬼神泯絶し、壑には完柩無く、郭には遺室罔く、原野は人の肉に厭せられ、川谷は人の血を流し、秦項の災も、猶ほ半なる克はず。書契より以來、未だ之を紀する或らず。故に下人號いて上訴し、上帝懷ひて降監し、乃ち命を聖皇に致せり。

是に於て、聖皇乃ち乾符を握り、坤珍を闡き、皇圖を披き、帝文を稽ふ。赫然として憤を發すれば、應ずること興雲の若し。昆陽を霆撃し、憑怒して雷震す。遂に大河を超え、北嶽に跨り、號を高邑に立て、都を河洛に建つ。百王の荒屯を紹ぎ、造化の邊滌に因り、元を體し制を立て、天に繼いで作る。唐統を承ぎ、漢緒を接け、羣生を茂育し、疆宇を恢復す。勳在昔を兼ね、事三五よりも勤めたり。豈特紛綸たる后辟に軌を方べ跡を竝べ、近古の務めたる所を治め、一聖の險易を蹈むと云爾んや。

『続日本紀』靈龜元年（七一五）十月乙卯条

冬十月乙卯、詔して曰はく、「國家の隆泰は、要す、民を富ましむるに在り。民を富ましむる本は、務、貨食に従ふ。故に、男は耕耘に勤め、女は絁織を脩め、家に衣食の饒有りて、人に廉恥の心生せば、刑錯の化、爰に興り、太平の風致るべし。凡そ厥の吏民、皆勸めざらめや。」（後略）

○冬十月乙卯、詔曰、國家隆泰、要在富民。富民之本、務從貨食。故男勤耕耘、女脩絁織、家有衣食之饒、人生廉恥之心、刑錯之化爰興、太平之風可致。凡厥吏民豈不勸歟。（後略）

『古事記』序

飛鳥の清原の大宮に大八州御しめしし天皇の御世に暨りて、潛龍元を體し、滄雷期に應じき。夢の歌を開きて業を纂がむことを相せ、夜の水に投りて基を承けむことを知りたまひき。然れども、天の時未だ臻らずして、南山に蟬蛻し、人事共給はりて、東國に虎歩したまひき。皇輿忽ち驚して、山川を渡え渡り、六師雷のごとく震ひ、三軍電のごとく逝きき。杖矛威を擧げて、猛士烟のごとく起り、綵旗兵を耀かして、凶徒瓦のごとく解けき。未だ淑辰を移さずして、氣滲自ら清まりき。乃ち、牛を放ち馬を息へ、愷悌して華夏に歸り、旌を卷き戈を戟め、佛詠して都邑に停まりたまひき。歲大梁に次り、月來鐘に踵り、清原の大宮にして、昇りて天位に即きたまひき。道は軒后に軼ぎ、徳は周王に跨えたまひき。乾符を握りて六合を摠べ、天統を得て八荒を包ねたまひき。二氣の正しきに乗り、五行の序を齊へ、神理を設けて俗を獎め、英風を敷きて國を弘めたまひき。重加、智海は浩汗として、潭く上古を探り、心鏡は燁煌として、明らかに先代を觀たまひき。

『日本書紀』仁德天皇七年四月辛未朔条

七年の夏四月の辛未の朔に、天皇、臺の上に居しまして、遠に望みたまふに、烟氣多に起つ。是の日に、皇后に語りて曰はく、「朕、既に富めり。更に愁無し」とのたまふ。皇后、對へ諮したまはく、「何をか富めりと謂ふ」とまうしたまふ。天皇の日はく、「烟氣、國に滿てり。百姓、自づからに富めるか」とのたまふ。皇后、且言したまはく、「宮垣壞れて、脩むること得ず。殿屋破れて、衣被露る。何をか富めりと謂ふや」とまうしたまふ。天皇の日はく、「其れ天の君を立つるは、是をか富めりと謂ふや」とまうしたまふ。天皇の日はく、「其れ天の君を立つるは、是を以て、古の聖王は、一人も百姓の爲になり。然れば君は百姓を以て本とす。是を以て、古の聖王は、一人も飢ゑ寒ゆるるときには、顧みて身を責む。今百姓貧しきは、朕が貧しきなり。百姓富めるは、朕が富めるなり。未だ有らじ、百姓富みて君貧しといふことは」とのたまふ。

『日本書紀』天武天皇二年（六八三）正月丙午条

（十八日）
丙午に、詔して曰はく、「明神御大八洲倭根子天皇の勅命をば、諸の國司と國造と郡司と百姓等と、諸に聽くべし。朕、初めて鴻祚登ししより以來、天瑞、一二に非ずして多に至れり。傳に聞くならく、其の天瑞は、政を行ふ理、天道に協ふるときには、應ふと。是に今朕が世に當りて、年毎に重ねて至る。一は以て懼り、一は以て嘉す。是を以て、親王と諸王及び群卿と百寮、并て天下の黎民、共に相歡びむ。乃ち小建より以上に、祿給ふこと各差有らむ。因りて大辟罪より以下、皆赦す。亦百姓の課役、並に免す」とのたまふ。

年号と錢文を音通させるといった心憎いばかりの演出は、人々の求めた祥瑞改元による政治的効果を計算し尽くしてのことであろう。諸国から献上された多くの瑞祥を前に、新錢の錢文と年号の選定作業が一体的に行われたことが推測されるのである。

さらに付言するならば、和銅改元が元明天皇の即位に伴う祥瑞改元であった点を見落としてはならない。それまでの女帝がいずれも皇后の皇位継承であったのに対して、元明女帝は未即位に終わった草壁皇子の妃であり、さらに子から母へという前例のない皇位継承であった。この皇位継承の正統性を天帝が承認し、祥瑞がもたらされる政治的な要請があったと推測される。和銅8年(715)9月、元明天皇は娘の水高内親王に譲位するが、元正天皇即位の詔によると、「位に望まん初めに、天、嘉瑞を表せり」と、即位の前月に左京職が献上した瑞龜が、天が即位を承認した祥瑞と宣言している。この靈龜は、首に北極星を守護する三台星があらわれ、背に北斗七星を負い、脚に易の卦があり、腹の下に赤白の点で八の字をもつという稀代の龜であり、祥瑞の作為性を暗示する。

こうした点を考慮すると、元明天皇の代始改元の契機となった和銅産出の祥瑞も、新帝の皇位継承の正統性を公認する上で政治的に要請されたものであり、改元の詔は、自らの徳が遠く武蔵国にまで及んだことを宣明するものといえよう。

以上のように、和同開珎の錢文の出典については、『文選』曲水詩序注に引かれた『詩緯』の「天下和同、天瑞降、地符升」(天下和同し、天瑞は降り、地符は升る)、『淮南子』俶真訓の「万物和同者、徳也」(万物和同するは、徳なり)、『文選』班固「東都賦」(『後漢書』班固伝)などの可能性が高い。

(本論は松村恵司「古代錢貨の錢文」『文字と古代日本4』吉川弘文館、2005年10月発行のうち、和同開珎に関する部分を要約し、関係史資料を追加したものである。)

〔註・参考文献〕

- 1) 和銅省画説の根拠として、和銅元年4月に銀錢、7月に銅錢が発行されたが、銀錢の錢文に「銅」字が入るのが不適切であるので、「銅」を「同」字に省略した、という説がある。また恵美押勝の乱で失脚した藤原仲麻呂が発行した「万年通寶」を廃して、称徳天皇は「神功開寶」を発行するが、この「神功」が年号「神護」(天平神護)と音通することから、旧制に復するために、和銅の開寶を見習って神護の開寶を発行したとする「和銅開寶」説もある。
- 2) こうした岡田の指摘以前に、和銅改元の詔に見える武蔵国から献上された「自然に作成れる和銅」が「開珎」を意味すると指摘した内田吟風の説(「和同開珎の字義とよみかたについて」『研究』第14号、神戸大学文学部、1957年)がある。内田は、「開珎」を「貴物を出す」ないしは「出でたる貴物」の意と解釈し、和同が年号和銅の省画であると同時に、経済学的な吉語である「和同」の意味をも含ませ、「始鑄の年をあらわすに和同の文字を以てし、発見せられたる貴物熟銅をあらわすに開珎の二字を以てした」、和同開珎の錢文は「中国古典に見える和同なる文字の用例にちなんで天與の資源と和同して、開通せしむる義をあらわしたものと解すべき」と指摘し、『淮南子』主術訓の「因天地之資、而与之和同」を出典の有力な候補に挙げている。天與の資源である和銅が、開珎を意味することを見抜いた視点は重要である。
- 3) 和同開珎の錢文に関しては、近年では森明彦が、交換手段としての錢貨の円滑な流通を期待して、『唐律疏議』の雜律33賣買不和較固条の「売物及買物人、而不和同、而較固取者、謂強執其市、不許外人買」から採用したとする説を提唱している。雜律33条は、交易の場での不正行為を禁じた条文で、売買の際に両

者が納得して交換すべきものを一方的に売買したり、相手が他と交渉することを妨げる「較固」という行為を禁じ、「和同」、すなわち両者が合意、納得して交易を行うべきとする。森は、平城遷都の財源として発行される錢貨が、円滑に広く通用することを願い、律令国家が望む交易のあり方を象徴する語として、「和同」の錢文が新錢に刻された考える。(森明彦「和同開珎の基礎的考察—和同なるものの意味—」『日本古代社会の史的展開』塙書房、1999年)。「和同」の錢文が、和同開珎銅錢の発行計画に規定されたとする岡田説と異なり、森説では交易手段としての錢貨に求められた機能に合致する経済的用語として「和同」が選ばれたということになるが、和銅以前の交易においても、一定の商慣行が形成されていたはずであり、布帛や稲などの物品貨幣を交換手段とする場合にも、交易の当事者同士が「和同」することは必要なはずである。森説のように錢貨の機能面を重視すると、錢文が必ずしも吉語、佳語である必要がなく、和同の出典の特定も困難になる。また和銅改元の詔との関係も希薄になり、新都造営と和同開珎の発行、和銅改元の三位一体の政策を十分に説明しきれない。

- 4) 黒田幹一も、和銅改元の詔の「^{うつ}顕しく出でたる^い寶^{たから}」が、『東大寺献物帳』の「地不惜珎」と同一表現であることを指摘する、それ以上の言及はなされていない。
- 5) ここで注目したいのは、和同開珎の錢文「和同」と富本錢の七曜文の関係である。和同の語が、天地、万物、上下の字句と対になって漢籍に登場し、陰陽の調和がとれた状態を意味する点に注意を払う必要がある。和同すなわち陰陽の調和のとれた状態を図象化すると、それは七曜文に至るからである。この点は、富本錢と和同開珎の系譜を考える上で重要である。

参考資料：慶雲元年から和銅3年平城遷都までの年表

慶雲元年 (704)

- 3月29日 信濃国疫病
- 4月19日 讃岐国飢饉
- 4月27日 備中・備後。安芸・阿波 稲の苗の被害
- 5月10日 備前国 神馬献上 宮中西楼慶雲出現 改元
- 5月16日 武蔵国飢饉
- 6月11日 河内国人三つ子出産
- 6月15日 阿波国木連理献上
- 6月22日 諸社に幣帛雨乞い
- 7月3日 左京職白燕 下総国白鳥献上
- 7月9日 季節にかなった降雨がなく諸社に雨乞い
- 8月5日 伊勢・伊賀いなごの被害
- 8月28日 周防大風収穫被害
- 10月5日 不作のため課役と田祖を免除
- 12月20日 太宰府大風による今秋の稲の被害
- この年夏 伊豆・伊賀二国に疫病流行

慶雲2年 (705)

- 4月3日 陰陽調和崩れ人々飢えに苦しむため減税
- 6月26日 諸社に幣帛雨乞い
- 6月27日 日照りのため雨乞い 市の出店を謹慎
- 7月29日 大和国大風民家損壊
- 8月11日 陰陽の調和崩れ飢饉に苦しむ 大赦と減税
- 9月26日 越前国 赤鳥献上 報償
- この年 20の国々で飢饉や疫病発生

慶雲3年 (706)

- 正月5日 京畿内・紀伊・因幡・三河・駿河で疫病 盗賊搜索
- 正月20日 天下疫病 神祇祈祷

正月14日 山城国 六子出産
2月16日 河内以下7カ国に飢饉
2月26日 京畿内に盗賊盛んに発生 追捕
3月14日 京の内外に悪臭
4月29日 河内以下7カ国飢饉で疫病に苦しむ
5月15日 河内国の人 白鳩献上 報償
6月4日 京畿 名山大川に雨乞い
7月28日 周防国守 白鹿献上 諸国飢える
太宰府管内9国3嶋日照りと大風の被害 税免除
11月3日 天が万物を覆い、地が万物を載せる広い仁徳を天下に及ぼすことを願う
この年 全国に疫病がはやり人民が多く死んだので土牛で追難を行う

慶雲4年(707)

2月6日 諸国疫病 大祓
2月19日 諸王諸臣に遷都を審議させる
4月29日 全国の疫病と飢饉に物を恵み、読経
5月16日 美濃国の人三つ子出産 報償
5月21日 畿内長雨で苗を損なう 粃の無利息貸し付け
6月15日 文武天皇崩御
6月24日 元明天皇即位
12月4日 伊予国疫病

和銅元年(708)

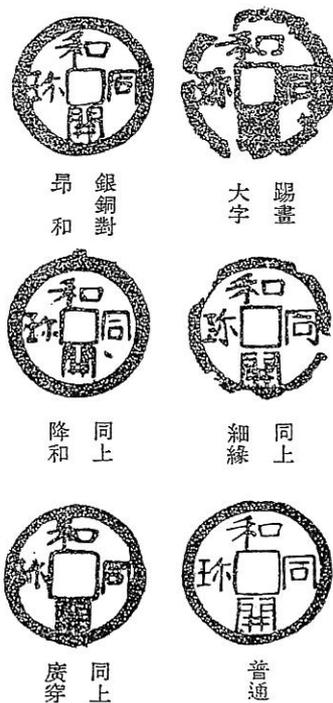
正月11日 和銅献上 和銅改元
2月11日 催鑄銭司設置
讃岐疫病
2月15日 平城遷都の詔
3月2日 山城・備前 疫病
3月27日 美濃国の人三つ子出産 報償
5月11日 銀錢を行う
5月29日 長門に祥瑞甘露降る
6月28日 天下泰平人民安寧の読経
7月7日 但馬・伯耆に疫病
7月14日 隠岐に長雨と大風
8月10日 銅錢を行う
9月20日 平城巡行
9月30日 造平城京司任命
12月5日 平城地鎮祭

和銅2年(709)

正月21日 下総疫病
正月25日 私鑄禁止
3月4日 隠岐飢饉
3月27日 銀錢4文以上は銀錢、3文以下は銅錢を使用
5月20日 河内以下5カ国長雨で稲を損なう
6月9日 上総越中二国疫病
6月15日 畿内雨乞い
6月26日 紀伊疫病
8月2日 銀錢通用禁止
8月28日 平城行幸
10月28日 遷都に伴う移住で人民動揺 調・租免除

和銅3年(710)

2月11日 信濃疫病
3月10日 平城遷都



和同開珍錢 元明天皇紀曰、和銅元年戊申正月乙巳、武藏國秩父郡獻和銅、二月甲戌、始置催鑄錢司、以從五位上多治比真人三宅麿任之、五月壬寅、始行銀錢、七月丙辰、令近江國鑄銅錢、八月己巳、始行銅錢。

按、史氏未書錢文為何、然和同開珍錢、世間頗多、亦未聞何時鑄、而世久以為和銅年製者、今姑從焉、其和銅字義未詳之、蓋國語、周語曰、財用不乏、民以和同、恐採文於此、且似假以為和銅之通音、矣、或人謂、和銅字省、金者、周禮春官典、同掌六律六同之和、鄭衆注云、陽律以竹為管、陰律以銅為管、竹陽、銅陰也、引之以為省畫之例證焉、然次下六七錢文、未必繫年號、且無一省畫者、以知其推按之不當。

『令集解』僧尼令 觀玄象条

妄說吉凶涉於不順者。子注云。休謂妄說他人及己身有休徵者。未知為他人說得聖道者何答。亦不入此條。可然也。依文也。以上釋六二說讚無別。

並依法律付官司

科罪。謂。不論罪之輕重。皆先還俗。何者。案道僧格。犯詐稱得聖道等罪。獄成者。雖會赦。猶還俗。故必先還俗。其僧尼還俗。猶俗人除名。依律犯除名者。罪雖輕。從例除名。罪若重。仍依當贖法。准此言之。僧尼詐稱得聖道等者。罪雖輕。猶還俗。不可更論本罪。若重者。仍依以昔牒當之法也。釋云。並依法律。謂與俗人同也。檢格。雖會赦。猶還俗者。故知還俗科罪也。刑部省例云。大寶三年三月九日。太

政官處分。訴訟人等。引證僧尼者。解部就於當寺。定問虛實也。和同元年正月廿二日。太政官處分。僧尼犯徒以上還俗。應徒會赦免者。聽為僧尼也。古記云。並依法律。謂與俗人同也。禁法在下。但徒罪并合。還俗者。未斷之間。散禁也。穴云。官司謂所在國郡及京職。杖罪以上。並透耳問。八十九勿論人何。答於僧尼。不見文。合勘也。但於苦使。放俗法耳。今說。名例律云。七十以上。十六以下。及癡疾。犯流罪以下。收贖。

『經國集』卷二十 對策

問。殺無道。以就有道。仲尼之所輕。制刑辟。以節放恣。帝舜之所重。大聖同致。所立殊途。垂教之旨。貞而言之。

葛諸會

對。竊以。誅惡之義。先聖垂典。戮逆之旨。後哲宣軌。所以無為軒帝動三戰之跡。有道周王示二叔之放。則知凶必殛。邪必正者也。但宣父鳥殺之試。欲行。偃草之德。是既權教。重華節恣之制。乃敬。不天之法。此亦將謨。兩聖所立。殊途以同歸。二訓攸述。異言而混志。謹對。

和同四年三月五日